

平成30年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 平成30年6月19日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成30年6月19日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	迎雄一朗君	事業理事	川内野勉君	総務課長	中村義治君
企画財政課長	今道晋次君	住民福祉課長	大平弘明君	税務課長	内田明文君
保険環境課長	藤永大治君	会計管理者	川崎順二君	建設課長	山本勝憲君
水道課長	橋川貴月君	産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君
教育次長	水本淳一君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 西九州北部地域市町議会協議会 第7回会議

(2) 平成30年度町村議会議長・副議長研修会

2 議員派遣結果

- (1) 伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会理事会

日程第4 町長報告

(1) 報告第 1 号

平成29年度繰越明許費繰越計算書（一般会計・公共下水道事業特別会計）

(2) 報告第 2 号

平成29年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書

(3) 西九州自動車道の4車線化について

日程第5 委員会報告

1 議会運営委員会

(1) 所管事務調査

①議会運営に関する事項について

②議長の諮問に関する事項について

2 総務厚生委員会

(1) 所管事務調査

①条例等について

②国保制度について

③し尿・ごみ処理について

④未利用町有地活用について

⑤西九州北部地域連携中枢都市圏について

⑥財政計画について

3 産業建設文教委員会

(1) 所管事務調査

①まちづくりについて

②上下水道事業について

③事業の進捗状況調査について

④観光・商工について

⑤条例等について

日程第6 一般質問

(1) 7 番 平田 康範 議員

(2) 9 番 川副 善敬 議員

(3) 5 番 阿部 豊 議員

(4) 8 番 須藤 敏規 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

きのう 7 時 58 分に大阪市において震度 6 弱の地震が発生し、4 人の方が亡くなられ、300 人を超す負傷者が出ました。被災地、被災者の方へお見舞いを申し上げますとともに、佐々町においてもこれから大雨台風もかさなり備えも大丈夫か、改めて気を引き締めていきたいと思っております。

ただ今から平成 30 年 6 月第 2 回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたりまして、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さんおはようございます。先ほど議長からもお話がありましたように、昨日大阪で震度 6 弱という地震が起こりまして、3 人の犠牲者、4 人ですかね、犠牲者が出ているということで我々も大変危惧しているわけでございます。災害についてはいつどこで起こるのかっていうのがなかなか今難しい時期にきているわけでございますけど、我々もですね、日ごろから備えてやっていたかなければならないと考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

本日から 19 日に議会、6 月の定例会ということで召集をさせていただきました。11 の案件につきまして御審議をいただくわけでございます。どうぞ皆様方におかれましては、よく議案を吟味されまして、全議案について議決をいただきますように心からお願ひ申し上げまして、簡単ではございますけど、開会にあたりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 1、会議録署名議員の指名をおこないます。本日の――

すみません。本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第 1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 1、会議録署名議員の指名をおこないます。本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5 番阿部豊君、6 番橋本義雄君を指名します。

— 日程第 2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 2、会期の決定を行います。6 月本定例会の会期については、先にお配りいたしました日程表のとおり、6 月 19 日本日から 6 月 21 日までの 3 日間にしたいと思います。日程の内容については順をおって説明を行います。

6 月 19 日、本会議の 1 日目は、まず諸般の報告を行います。1 番目に、議長出席会議報告 2 件。2 番目に、議員派遣結果 1 件の報告を私から行います。次に町長報告ですが、3 件の報

告を町長からお願いします。次に委員会報告です。1 番目に、議会運営委員会所管事務調査。2 番目に、総務厚生委員会所管事務調査。3 番目に、産業建設文教委員会所管事務調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。次に一般質問です。別紙通告書一覧表のとおり、8 名の方のうち 4 名の方から質問です。1 日目は一般質問終了後散会となります。

次に、6 月 20 日、本会議の 2 日目です。1 日目に引き続き一般質問からです。別紙通告書一覧表のとおり、4 名の方から質問です。次に、議案審議です。議案第 35 号から議案第 38 号までの 4 議案です。上程順位については議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

6 月 21 日、本会議の 3 日目です。2 日目に引き続き議案審議からです。議案第 39 号から議案第 45 号までの 7 議案。続きまして、請願 1 件。発議 1 件の閉会中の所管事務調査を予定しています。その後散会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により、時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は 6 月 19 日、20 日、21 日です。

お諮りします。本定例会の会期は 6 月 19 日本日から 6 月 21 日までの 3 日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、6 月 19 日本日から 6 月 21 日までの 3 日間に決定しました。日程表にしたがって議事を進めていきます。

### — 日程第 3 諸般の報告 —

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 3、諸般の報告に入ります。まず、議長出席会議報告の 2 件を私から行います。資料の 1 ページです。

1 番目は、西九州北部地域市町議会協議会第 7 回会議が、平成 30 年 5 月 23 日に佐世保市議会副議長応接室において開催され、正副議長が参加しています。西九州自動車道の整備促進について平成 29 年度の整備状況、平成 30 年度の事業計画及び予算確認、伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会、西九州自動車道建設促進協議会の要望活動概要説明を受け、意見交換を行っております。なお、佐世保市議会議長から伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会に佐世保市市議会が加入することが可能かどうかについて同協議会での検討について依頼されております。

次に、資料の 2 ページです。2 番目は平成 30 年度町村議会議長・副議長研修会が、平成 30 年 5 月 28 日東京国際フォーラム A ホールにおいて開催され、正副議長が参加しています。平成 30 年の研修として、これからの町村議会に考えるとし、基調講演ならびに町村議会特別表彰 3 者の講演を受けております。

次に、議員派遣結果を報告します。平成 30 年 4 月 25 日に伊万里市議会執行部控室において、伊万里・平戸・松浦市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会理事会が開催され、産業建設文教委員長、副委員長が出席しております。

今、報告いたしました議長出席会議報告 2 件ならびに議員派遣結果 1 件の関係資料は、議員控室に置いてますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第 3、諸般の報告の議会関係の報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。  
3件の報告を町長からお願いいたします。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきたいと思います。1番の報告第1号、報告第2号を朗読させていただいて、中身につきましては、あともって企画財政課長のほうから説明をさせたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第1号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書について別紙のとおり報告する。平成30年6月19日提出、佐々町長。記、平成29年度佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書。

それから、報告第2号、地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書について、別紙のとおり報告する。平成30年6月19日提出、佐々町長。記、平成29年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。いずれも中身につきましては、あともって、企画財政課長から説明をさせます。

次に、報告第3号でございます。西九州自動車道の4車線化についてでございます。これにつきましては、みなさんも御承知のとおり、佐々インターから佐世保大塔インター間において、1日あたりの基準を大幅に超える交通量があるということに加え、他の区間との比較し、交通渋滞の発生割合が非常に高いことから、高速定時性、安全性の確保が大きな課題となっております。そこで、長崎県それから佐世保市、本町が一体となって、平成29年8月1日に、アルカス佐世保で行われた、西九州自動車道4車線化促進大会を皮切りに、国、NEXCO西日本大阪本社九州支店、関係国会議員への要望活動を行ってまいりました。そうした中、平成30年3月30日に国が、西九州自動車道佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ4車線化事業認可を行いまして、NEXCO西日本が有料事業による4車線化を行うこととなりました。

そして、4月16日には、NEXCO西日本九州支社の佐世保工事事務所が佐世保市本島町に開設されております。事業の概要としましては、延長が16.9キロメートル。総事業費約890億円となっております。2024年、平成36年から順次供用を開始し、2027年度、平成39年に全線供用開始を目指しているわけでございます。

なお、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の通行料金は4車線化にともない、普通車で現行の150円が370円となり、また佐々インターチェンジから佐世保中央インターチェンジまでは、現行通り無料のままの予定となっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、町長報告を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すみません、報告1号の繰越計算書のほうを1枚めくっていただければと思います。

平成29年度佐々町繰越明許費繰越計算書、3款民生費2項児童福祉費、事業名幼保連携型認定こども園施設整備事業。金額2億3,092万6,000円、翌年度繰越額同額です。財源内訳ですけれども、未収入特定財源国県支出金1億2,299万円、一般財源1億793万6,000円。この事業につきましては現在補助の精算手続きを進めているところでございます。

6款農林水産業費1項農業費、事業名県営ため池整備事業。金額160万円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源地方債140万、その他20万です。これにつきましては、6月中の入札、また12月完了という形で今事務作業が県のほうで進められているところでございます。

それから、8款土木費2項道路橋梁費、事業名道路新設改良事業。金額1,238万5,000円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源、その他130万、一般財源1,108万5,000円です。この事業につきましては、7月完成予定ということで作業が進められているところでございます。

それから、8款土木費3項河川費、事業名河川改良事業。金額1,744万5,000円。翌年度繰越額1,634万5,000円。財源は一般財源、同額でございます。河川改良事業につきましては、志方川支流の平原地区、中川原地区の排水路、ともに5月に完了をしているところでございます。

それから、8款土木費5項都市計画費、事業名都市再生整備計画事業。金額3,500万円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源、国県支出金1,170万円、一般財源2,330万円。この都市再生整備事業につきましてはもう契約済みでございまして、今年の12月の工期になっており、そういったところで作業が進んでいるところでございます。

9款消防費1項消防費、事業名消火栓改良事業。金額178万2,000円。翌年度繰越額同額です。財源内訳は一般財源ということになっております。これにつきましても7月完了予定で作業が進んでいるところでございます。

11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費、事業名29年災農地災害復旧事業。金額250万円、翌年度繰越額115万5,600円。未収入特定財源108万7,419円、すみません、国県支出金108万7,419円、その他5万1,581円、一般財源1万6,600円。この農地災害復旧事業につきましては、5月に完成をしているところでございます。

11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費、事業名29年災農業用施設災害復旧事業。金額3,060万円、翌年度繰越額2,062万1,000円。未収入特定財源国県支出金1,281万2,664円。一般財源780万8,336円。これにつきましては、もう既に契約はしておりますけれども、来年の2月末の完成を見込んで進めているところでございます。

計、金額3億3,223万8,000円、翌年度繰越額3億1,981万4,600円。未収入特定財源国県支出金1億4,859万83円、地方債140万円、その他155万1,581円、一般財源1億6,827万2,936円でございます。

その下の表ですけれども、会計名公共下水道事業特別会計でございます。2款建設費1項建設費、事業名小浦地区排水対策事業（小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託）でございます。金額1億円、翌年度繰越額同額です。未収入特定財源、国県支出金5,000万円、地方債4,500万円、一般財源500万円。合計それぞれ同額でございます。これにつきましても6月中の契約、また来年の2月完成を見越して作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません、報告第2号を御覧ください。1枚めくっていただきまして、平成29年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名施設改良事業（道路改良工事負担金）。予算計上額 130 万円、翌年度繰越額同額です。左のうち財源も同額です。この事業につきましては、建設課が、平成 28 年度に野寄線の配水管改良工事をした際に、仮舗装止め等をしておりました。で、翌年度 29 年度に建設課が建設した箇所を道路改良工事を行うということでしたので、経費の節減と住民への負担軽減がはかれるよう、建設課のほうへ負担金を支払うものです。

次です。1 款資本的支出 1 項建設改良費、施設改良事業（新町地区配水管改良工事）。予算計上額 1,400 万円、翌年度繰越額 1,400 万円。左のうち財源 178 万 2,000 円、損益勘定留保資金等 1,221 万 8,000 円。この事業と引き続きその下の同じように、四ツ井樋地区配水管改良工事、括弧書きがありますけれども、この分につきましては、工事時期の発注時期を調整したために、行った繰越でございます。金額としましては、四ツ井樋地区配水管改良工事につきましては、予算計上額 900 万円、翌年度繰越額同額です。左のうち財源も同額となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

はい、報告第 1、報告第 2、西九州自動車道の 4 車線化について報告をいただきました。

これに対して、質疑を行います。

はい、質疑もないようです。

町長報告をこれにて終わります。

以上で日程第 4、町長報告を終わります。

**— 日程第 5 委員会報告 —**

**議 長（淡田 邦夫 君）**

日程第 5、委員会報告に入ります。まず、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

1 番。

（議会運営委員長 永安 文男君 登壇）

**議会運営委員長（永安 文男 君）**

それでは、議会運営委員会の所管事務調査の報告をいたします。招集年月日は、平成 30 年 5 月 18 日金曜日午前 10 時から、場所は佐々町役場 3 階第 2 会議室。出席議員は、5 名全員出席です。

調査案件は、1 つ、議会の運営に関する事項について。1、議場（委員会含む）へのタブレット等の持ち込み利用について。2 つ、9 月定例会日程について。3 つ、佐々町議会議員申し合わせ事項について。2 つとして、議長の諮問に関する事項について。1 つ、議員年金制度の復活と公的年金制度の改定について。2 つ、小値賀町議会との合同研修および佐々町議会としての研修について。3 つ目、子ども議会の開催について。4 つ目、平成 30 年度議会研修について（時期、テーマ、場所等）。それから 3 つ目でその他ということで協議を行っております。

内容につきましては、1 つ目の議会の運営に関する事項については、まず議場へのタブレット等の持ち込み利用については、県内 8 町の現状調査結果の資料説明を受けて協議を行い、今後どのように進めていくかは、研修等を行って具体的な研究をする必要があるということ。

それから、以前から協議中の決算審査に関係する 9 月定例会の日程では、県内 8 町の現状調査結果の報告を受けて協議を行い、スケジュールや技術的な問題と全員で協議する必要があるということ。それから議会議員申し合わせ事項については、正・副議長、監査委員の任期を

2 年とすること等の整理でございます。

2 つ目の議長の諮問に関する事項の議員年金制度関係の案件。小値賀町議会との合同研修及び佐々町議会としての研修の件。それから、子ども議会の開催の件。平成30年度議会研修全体研修の件について、今後どのように進めていくかの協議を行いました。

そうした中で、これら 7 件につきましては、議員全員の共有した認識の中で協議する必要があると判断されますので、全員協議会の案件としての取扱いにするとということといたしました。

それから、3 番のその他につきましては、一般質問の通告書の締め切りについて、委員から要望提案がありまして、議会運営委員会開催の土曜日日曜日を除いた 3 日前にするということとで議会事務局にその旨の取扱いをお願いいたしましたところでございます。

以上、概要を申し上げましたが、協議内容につきましては、議会運営委員会報告書を御一読いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 永安 文男君 降壇）

## 議 長（淡田 邦夫 君）

次に、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。  
5 番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

## 総務厚生委員長（阿部 豊 君）

総務厚生委員会の閉会中の所管事務調査を 5 月 15 日、5 月 23 日の 2 日間行いましたので、開催ごとに、概要について報告をいたします。

5 月 15 日、出席委員は全員 5 名出席です。

項目としましては、条例等について、国保制度についての 2 項目について調査をいたしております。

条例等について。佐々町税条例の一部を改正する条例について。佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例等の一部を改正する条例について。佐々町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

以上 4 件の条例改正についての調査を行っております。いずれのこの 4 件とも専決事項ということで、交付日および施行日の関係で専決案件となった旨の説明を受けております。議員各員において確認事項意見等ありましたが、この場での報告は割愛させていただきます。案件については、今回上程されております議案 35 号から 38 号ということで調査をし、見識を深め、議会に挑むということで調査をした次第でございます。

2 項目目、国保制度について。佐々町国民健康保険一部負担金に関する免除等取扱要綱についてということで、調査を研究させていただいております。

執行のほうからの説明としましては、国民健康保険法第 44 条の規定による一部負担金の免除等に関する取扱要綱を策定し、4 月から施行しているということで、概要としましては、一部負担金の免除等に関する要綱については、本町は未策定でありましたが、平成 30 年度から国保の都道府県化に伴い、長崎県内ではすべての市町が策定するというので、平成 29 年度策定し、3 月 31 日に公布したということでございました。委員の確認事項としまして、一部負担金所得変動が生じてくるが一度の申請で期間的には如何になるのかと。また、病院は他県でも対応可能なのか。また、一部負担金と税の関連はいかに。また、身体的起因、資産に重大な損害、審



査基準はいかになるのか。

以上のポイント等について確認をしております。

続きまして、その他報告として、不納欠損処分についての報告を受けております。

続きまして、5月23日、5項目の調査をいたしております。条例等について、し尿・ごみ処理について、未利用町有地活用について、西九州北部地域連携中枢都市圏について、財政計画についての以上5項目でございます。

項目ごとに報告をいたします。条例等について。佐々町林業開発促進資金貸付条例および佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例について。佐々町税条例等の一部を改正する条例について。佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。佐々町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正にする条例についてでございます。

以上4件について、条例等について、今回上程されております、議案第39号から42号までの4件でございますが、見識を深め、議会に挑むということで、調査研究を行っております。詳細については、この場での報告は割愛させていただきます。

2項目目、し尿・ごみ処理について。佐々町が抱える大きな課題ということで、今回し尿処理についての調査研究をさせていただいております。町長のほうから、し尿等前処理施設整備に係る政策方針については、確認をさせていただいておりますが、担当課のほうからし尿等前処理施設整備に向けた検討スケジュール、平成30年4月以降ということで説明を受けております。

委員の確認事項として、循環型施設の検討の余地はないのか。また、4月初めの地元説明、地元としての特段の意見はなかったのか。また、広域推進総合事業の中で検討し、合致するかの回答は得ていないとのことであるが、数値基準等クリアしているのか。スケジュール提示で、予算が伴うものもあると、地元の意向が重要と感じるが感触はいかに等々の確認をされております。

また、意見としまして、生活環境整備のために必要な事業について、地元了解を得ることが第一であると、このスケジュールがはじめから計画通りは厳しいと感じるが、その上で努力をし、理解を得て一つずつ進めていく、誠意をもって対応する、大変だと推察するが努力し頑張っていたきたい等々の御意見がありました。継続調査案件としております。

3項目目、未利用町有地活用について。公有財産利活用案についての中間報告を受けております。平成29年度指摘を受け整理を進めている状況であると。調整する項目等もあり、庁内でのすりあわせというところまで進んでいないが、本日は中間報告ということでの説明を受けております。委員のほうから、中間報告ということで、庁内会議もいまだ終わっていない状況、最終的にいつまでになされるのか等の、また、目的をはっきりし、まずは処分の基準を定めるべきではとの意見もあり。もう一つ意見としまして、現在差し迫って大事な跡地利用は旧診療所、旧第一保育所、旧里公民館、旧幼稚園跡地と考えると、この取扱いは慎重にさせていただきたい等々の御意見があっております。継続調査案件としております。

4項目目、西九州北部地域連携中枢都市圏についてということで、西九州佐世保広域連携都市圏の協議状況、平成30年4月25日現在ということで説明を受けております。個別事業の個表については、佐世保市から6月に提示をされるということで、6月議会の説明を予定しているということでございました。状況的に個別事業の個表等の提示ができないということで、継続調査としております。

5項目目、財政計画についてです。事業10か年計画案と財政収支見通しについて企画財政課のほうから説明を受けております。事業計画と分野統合コストの比較、佐々町平成30年度予算というような資料で説明を受けております。確認事項としまして、事業の熟度が足りないということであるが、3年から5年の間どのように進むのか。課長会なりを経て、決定事項的な提

示をいただかないと判断をしかねると。また、ここに記載がないものはやらないということなのか等々の確認をされております。

意見としまして、事業実施目標決定事項に関し判断したいと考えているので、町長方針をはっきりして示していただきたい旨の意見がっております。所管事務調査において、熟度が増した実施目標計画を示していただきたい意見が多くありまして、執行において更なる整理を願ひ、継続調査としております。

その他報告としまして、消防署第一分団消防自動車購入。旧診療所等解体工事についての報告を受けております。

以上でございます。詳しくはお手元の総務厚生委員会報告書を御一読いただきたいと思ます。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

#### 議長（淡田 邦夫 君）

次に産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。  
6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

#### 産業建設文教委員会（橋本 義雄 君）

それでは、所管事務調査の報告をいたします。産業建設文教委員会所管事務調査を、平成30年5月9日と5月22日に調査研究を行いましたので報告をいたします。

まず、5月9日の所管事務調査として4件、その他報告10件を受けました。

はじめに、まちづくりについての佐々町空き家対策計画について、建設課長より空き家対策については、平成28年度に空き家対策、空き家の実施調査、29年度に空き家対策計画を策定、今年度中に具体的に補助金条例等の部分に入るとの説明。建設課課長補佐より、空き家対策計画の概要の説明、平成30年度から平成34年度までの5年間で予定をしている。佐々町空き家が303戸のうち特定空き家が70戸、空き家における課題などを説明。今回対策計画の策定に協議会を組織して、県立大学の先生、司法書士、建築士、不動産業者、住民の方で策定し、委員会での検討協議を行って、決定していくということの説明。委員より、特定空家のうち70戸のうち37戸は所有者の確認が厳しいのではないかと。緊急時の役場の対応は、3年で具体的なことがあったのか。長崎県で13市8町あるが、他の市町はどうされているのかなどの質問があり、回答として、所在がわからないということは、36戸においては、ない。緊急時の対応として、道路を維持作業班で対応。道路維持の原材料で対応している状況です。補助金は、各市町村で7割か8割取り組まれており、30万から50万の補助金を出してるところが多かったとのこと。

次に、上下水道事業についての下水道への加入促進について。水道メーター検針業務の民間委託について。まずはじめに、下水道への加入促進について水道係長より、下水道加入促進について訪問予定として、791世帯を対象として訪問を行い、うち699世帯の訪問を行ったところ。平成27年9月から平成30年3月の間に申請手続きが、新築以外に64件。アンケート調査を242件行い、その解答として低所得高齢化で高齢者で年金暮らし、約80万かかる接続費用の支出が厳しいといった回答が6割でしたとの説明。委員より、3年間で全部回っていない、ちょっと甘いのではないかと。アンケートの状況調査の仕方でしょうけども、何回か行って進んでいかないと進まないのではないかなどの質問があり、この案件につきましては継続調査いたしました。

次に、水道メーター検針業務の民間委託について水道係長より説明。検針員の募集をしても

少ない状況。検針員が体を崩されても代わりが見つからない。職員での対応が困難などの理由で、民間委託を考えているとの説明。委員より、検針員はできたら地元のほうでお願いしたい。全国的に2か月に1回の検針がほとんど、委託費の節約ということで考える余地があるのではないか。報酬を少し上げて募集をしてみたら。募集の仕方を考える。200万、業者さんに払う金額が増えるということで検討をお願いしたいということで意見が出、委員会としては、継続調査としました。

次に、事業進捗状況について建設課長より、平成30年度の事業計画実施計画を配っておりますが、内容については進んでいませんので、主に業務の進んでいるところからの報告ということで、事業進捗状況について、建設課、水道課、教育委員会、産業経済課の順で説明を受け、委員会としては継続調査としました。

次に、その他報告として10件の報告を受けました。

続きまして、5月22日の所管事務調査の御報告をいたします。所管事務調査として4件、その他報告3件の報告を受けました。

はじめに上下水道についての上水道計画について。水道メーター検針業務の民間委託についてということで、水道係長より新水道ビジョンについての説明、浄水場の課題、送配水施設について説明をうけた。委員より、アルミニウムの濃度の上昇が起きるとどうい問題が起きるのか。浄水場から各ポンプ場に送るのを送水管、各配水池から家庭に送るのを配水管と考えればよいのか。薬剤を投入することによって、水の味が落ちることはないのかなど質問が出され、回答として、アルミニウムが入っても特段問題はない。国の見解でいけば0.2mg/L以下。佐々町は現在0.14mg/Lです。ポンプ圧で送るのを送水管、山からの自然流下で下がってくるのを配水管と言います。水の味が落ちることはありませんとの説明。水道係長より、事業ごとの概算の事業費について説明。31年から34年度の間主な事業として、浄水場の送水ポンプや中央配水池への進入道路の増設事業。35年から38年間の主な事業として、平野配水池や北部配水池の整備、それぞれ継続費を使用して事業を行う。財政収支の計画は、平成40年までとなり今後10年間の計画となる。純利益が平成36年度にマイナスになる状況で、将来的に料金改正に向けて検討を必要ではとする考えであるとの説明。委員より、全体としては31年から34年の分でやる事業なのか。管路敷設に必要な用地費というのは出てこないのか。回答として、事業は47年度までとなっている。公道に配管を設置して行うと考えていますので、新たな用地は考えていない。

次に、水道メーター検針の民間委託について、5月9日に引き続き調査を行いました。委員より、人手が足りないことがあれば、各月検針にしたほうが長期的に見て良いのではないのか。年齢制限について検討したのか。民間企業にお願いして年間200万増額となる。あまりに差が大きい。町内の業者の方に検討をお願いしたらどうかなど多くの質問が出され、結論に至らなかった。

次に、観光商工について総合支援資金及び中小企業振興資金融資制度の創設について、産業経済課課長より、当初予算におきまして、補助となる保証料を計上して手続きを進めてまいりましたが、単年度の経緯という形で行う上で預託金を積む必要があり、6月の補正の計上をさせていただきたいとの説明。産業経済課係長より、創業支援資金融資制度の概要説明。委員より、協調倍率の確認で1,000万預託をした場合、創業支援の方でいくと1,500万円のそれぞれ融資が受けられると理解すればよいのか、従来この制度はなかったのか。回答として、協調倍率について委員さんの言うとおりで。この制度は佐々町にはございませんでした。

次に、生産性向上特別措置法における先端整備等導入計画について、産業経済課長より説明。現在国におきまして審査している案件でございますが、法案が可決施行された場合、本町も計画策定を行うようになります。委員より、生産性高める設備というのは具体的に何があるのか。回答として、機械装置、早期測量工具、検査工具、機械部品、そういった広い範囲での提示を

受けている。

次に、条例等についての佐々町林業開発促進資金貸付条例及び佐々町林業開発促進資金融資損失補償条例の一部改正について、産業経済課長より説明。平成24年6月1日付で社団法人長崎県林業公社から公益社団法人長崎県林業公社に移行されることに伴い、町関係の条例を改正するものです。委員より、長崎県の林業公社はどういう状況になっているのか。回答として、内容については、今度5月23日に林業公社の総会がありますので、その時に詳細については確認してあとで報告をするとのこと。

次に、その他報告として、3件の報告を受けました。お手元に配布しております産業建設文教委員会の報告を御一読お願いいたします。

これで産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

**議 長（淡田 邦夫 君）**

委員長からの報告は終わりました。以上で日程第5、委員会報告を終わります。  
11時まで暫時休憩といたします。

（10時51分 休憩）

（11時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田康範議員） —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、7番平田康範議員の発言を許可します。

7番。

**7 番（平田 康範 君）**

7番平田でございます。議長より質問の許可をいただきましたが、昨年の19日はですね、ちょうど当選証書の付与式がございまして、当選証書をいただいた記念すべき本日に、こうして質問の機会をいただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

本日は地域防災力の充実強化についての1点にしぼりまして、一問一答で質問をさせていただきますが、まずは先ほど来から挨拶でも出ておりましたように、昨日午前5時58分頃、大阪府の北部を中心とする震度6弱の地震が発生をいたしまして、この地震により4名の方が亡くなられ、また多数の負傷者や建物の火災、それから倒壊などが発生し、尊い命が失われ、また多くの財産が失われました。更には、ライフラインや交通網の乱れが発生し、市民の生活に大きな影響を及ぼしている今日の地震でございますが、改めて亡くなられました方々のご冥福をお祈りし、また被災されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

では、通告いたしておりました質問に入りますが、防災関連の質問につきましては、私も今日まで数回一般質問をいたしておりますが、ただ今も申し上げましたように、きのうは各地で地震が発生し、また局地的な豪雨や台風などの自然災害が発生しており、地域防災力の強化が喫緊の課題となり、消防団の重要性が問われている今日でありますけども、まず1点目として、本町の消防団員の現状について伺いをいたします。

本町の消防団員の定数は、佐々町消防団設置条例第3条の規定により、202名となっておりますが、消防団は火災をはじめとする、いろいろな災害が発生した場合、公助の要となる組織であります。平成29年9月議会において質問いたしておりますが、これに対して町長の答弁は、団員数は172名で、うち4名が町の職員で、まあ町の方、職員については自主的に入団されているということで答弁をいただいております。

また、県内ではですね、佐世保市だけの取り組みと言いますか、制度ではありますけれども、定員割れが続く消防団不足の解消、それから防災意識の向上、こういったものを目的としまして、消防団入団研修制度、これが設けられております。新規採用職員に対して、2年間の期限ではあるわけでございますけれども、男性は地元の消防団に入団、それから女性は消防団の本部に入り活動されているというような状況でございます。

まあ、本町の団員数の状況、これを伺いますけれども、今日までですね、私が質問しました以降、今日まで、団員が何名退団され、そして新たに入団されたのは何名だったのか。その結果、現在団員数はどうなのかということ、まずお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
平田議員の質問にお答えしたいと思います。消防団の現状についてということでお話があがっております、平成25年9月に一般質問をいただいております、その中で答弁として127名ということで、うち4名が町職員ということでございます。

平成25年度以降でございますけれども、退団者数が53名退団をされておまして、入団者数が47名ということでございます。6月1日現在の消防団員の数でございますけど、166名ということになっておまして、平成25年度と比較しますと6名の減ということで、残念ながらなっているわけでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7番。

7 番（平田 康範 君）  
それではただ今団員数の状況につきましては答弁をいただきましたけれども、やはり団員数は退団数が多く入団数が少ないということで、なかなか団員の確保については厳しい状況にあることがわかったわけでございますけれども、各自治体もうそういったことで、団員確保につきましては、苦慮されているということで考えております。

そういうことで地域防災力の強化に関する法律に基づく本町の取り組み、これにつきまして、今後どのような方針を持っておられるのかお伺いいたしますが、まず1問目で申し上げましたように、やはり地震等による災害、はじめとする局地的な豪雨、そういったものが頻繁に発生しております。そういうことで、町民の、町民と言いますか、住民の生命や身体、あるいは財産を災害から守るためには、地域防災力の重要性が言いますように、求められてる一方ですね、やはり今日の少子高齢化の進展、あるいはそういったことで、また自治体を超えてですね、例えば佐々町から佐世保市とか、そういった自治体を超えての、通勤されている会社勤め、そういった方が増えているというようなこともございまして、やはり地域防災力に携わる団員確保、これが困難になっているというのは事実であるわけでございます。

平成25年12月ですね、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これが定められてまして、この法律の中では、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、国・地方公共団

体の責務を明確にし、地域防災力の充実強化に関する計画の策定というのがございます。また、その他地域防災力の充実強化に関する策の基本事項を定めることにより、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的としております。

そこでお伺いいたしますが、本町において、今日まで具体的、どのような取り組みをされ、そして、今後この充実強化に向けて、どのような方針を持っておられるのかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、御質問がありました、地域防災力の強化に関する法律というのがあるわけでございます。これは東日本大震災ですか、の教訓からということで、装備の充実とか団員確保を行いながら、消防団の充実を図っていくことを目的に定められていると、御理解を、理解をしていただきます。

まずは、消防団員の、消防団員への加入促進については、公務員とか、それから大学生の加入とかが今求められているわけでございます。現在公務員は12名、それから学生が1名所属をしているわけでございます。佐世保市が先ほどお話がありましたように行っております、消防団入団研修制度については、消防団員の確保に直結いたしますが、災害時の対応の際、町職員は本庁舎とか、それから避難所などの災害対応をしながら、通常業務を行うことになり、消防団での活動が制限されている、制限されるということが想定されるわけございまして、職員に限りがある本町では、なかなか検討が必要ではないかと今考えているところでございます。

次に、消防団員の装備の改善については、平成26年2月に国が定めています、消防団の装備と制服の基準が大幅に改善されているわけでございます。本町の消防団員についても、平成25年度以降に入団した団員から、新基準を満たす半長靴、靴ですね、を導入しております、また今年度から旧基準の半長靴については、新基準への更新を今予定しているところでございます。

分団内の、分団の中の伝達に使用します、特定の小電力、トランシーバーについては、平成27年度から29年度の3か年間で導入を行いながら、各分団に6台ずつを配備を今いたしております。団員が出動の際に着用する活動服については、平成29年度から新基準の活動服に更新を行い、夏ごろにはすべて団員の皆様方ですね、更新される予定で今おるわけでございます。

そういうことで我々としましても、十分消防団の充実努めなければならないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7番。

7 番（平田 康範 君）

今、装備関係とかですね、今後の取り組みについてお聞きしましたけども、やはり先ほど言われましたように条例定数の202名に対して166名ということで、前質問しましたときからしますとまた減少傾向にあるということで、やはり今後ですね、地域団体の連携など、何らかの対策を講じなければ、なかなかこの団員確保というものは厳しいのではないかとというふうに、私なりに考えておるわけでございますけども、実は平成29年12月23日ですね、長崎縣市町村会館におきまして、長崎県商工会連合会と、それから長崎県、それから長崎市長会、それから長崎県町村会、これがですね、消防団活動の充実強化に向けた支援協定、これを結ばれております。これは地元新聞にも載っておりますけども。その中で協定の主な内容としましては、県商工会連合会は消

防団員の加入促進と消防団活動への参加促進のため、消防団協力事業所表示制度、それから消防団応援の店の登録などを協力するというようになっております。

また 2 点目としましては、県それから市町は、商工会会員による消防団支援活動について、地域貢献活動としての公表に努めることとなっております。このことは、やはり商工会連合会は加入する事業所に、従業員の消防団への加入や活動参加、こういったものがしやすい環境づくりについて働きかけを行われますが、一方行政としましては、やはり消防団活動に協力する商工会の取り組みや、それから事業所の地域貢献活動の功績に対して、顕彰や P R、それに努めなければならないと思っておりますけども、市町は今後ですね、各商工会との具体的な取り組みについて協議することとなると思うわけでございますけども、すでにですね、雲仙市は 2 月 4 日に、それから新上五島町は 3 月 29 日に商工会との支援協定を結ばれております。それ以降結ばれている自治体もあるかもわかりませんが、私が今把握しているのは、この雲仙市と新上五島町が協定に結ばれておるわけでございます。

またですね、これは商工会とは別な組織でございますけども、佐世保市においては大規模災害時にですね、倒壊建物の撤去作業などに支援を受けるためにですね、長崎県建造物解体工業会、ここと提携されてましてですね、この災害時に起きる対応、これの充実を図られておるわけでございますが、本町はこの商工会との包括連携協定、これについてどのようなお考えかをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは先ほどもお話がありましたように、長崎県と長崎県市長会、それから長崎県町村会ということで、長崎県の商工会の連合会ということで、平成 29 年 12 月 22 日に消防活動の充実強化に向けた支援に関する基本協定というのが締結されているわけでございます。

これはやはり地域の防災力の要と言われております、やはり消防団というのが、やはり円滑に活動していくためには、どうしてもなかなか事業所の理解と、協力が必要になってくるということで、多くの消防団員が雇用されている事業所ということで、加入している商工会が主でございますので、商工会との今後連携が必要になってくるということでありまして、やはり商工会等はやはり細目協定というのがありまして、取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。

現在 6 市 1 町ですね、6 市 1 町で、町は佐々町だけで、あとは 6 市が平戸、雲仙、それから南島原、壱岐市、対馬市、佐世保市が細目協定を結んでいると。先ほど上五島というのがありましたけど、新上五島が町ではですね、1 町で結んでいるということでございます。

やはり町としましても、本町としましてもやはりこういう佐々町の商工会とは、細目協定、いろんな協定があるわけでございますけど、そういう協定に結んでですね、やはり取り組みについて、内容を今協議している段階でございますので、早くそういうことで細目協定を結んでですね、やはり消防団員の確保と協力、それから商店街からの御協力を得ながらやっていかなきゃならないと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7 番。

7 番（平田 康範 君）

今町長よりですね、協定等について検討したいということでございますが、実は平成30年6月13日に地方新聞紙にですね、掲載してありましたので、内容はちょっと報告させていただきますが、実は今月の10日ですね、県の消防協会などの主催によります、県の消防団大会が、ここはどこですか、島原市でですね、開催をされております。この開催の中でですね、消防協会の総裁でもありますが、中村知事が消防団員確保に対策としてですね、事業所との連携強化、それから女子消防団員や若年層への加入促進に県としては力を注いでいるということではございますが、やはり県民が安心して、安全に暮らせる地域社会の現実に一層の尽力を呼びかけられております。ということは、やはり地方の、各自治体もですね、こういったものに取り組みをしてくださいということではございます。

では、次にですね、この機能別消防団というのがあるわけですが、これをどう捉えられておるのかをお伺いしますが、ここは消防団OB組織と補助団員組織、これがやはり機能別消防団員としての捉え方だろうと思っておりますが、これについて町長がどのような見解をお持ちかを伺いたいわけですが。本町の自主防災組織、これも以前から言っておりますように、設立は100%となっております。そういうことから各町内会の防災組織もですね、いろいろと活動はなされているわけではございますけれども、やはり指導者不足などでですね、十分な活動がなされていないというのも現実だろうと考えられます。そのようなことからですね、消防組織法第15条の7条、これを定める必要があるわけですが、予備消防団員に対する公助災害補償措置、これをやはり設けなければなかなか設立は難しいわけですが、そういったものを条例に設けることによってですね、元消防団員としての豊富な経験と、それから知識を活かしですね、火災等の災害現場における消防団活動の支援、あるいは自主防災組織などへの防災訓練や、それから指導等、これを行う組織として、先ほど言いますような機能別消防団、これの結成もですね、やはり地域防災力の強化に結びつくものと考えられます。

また近年の町ではですね、東彼杵町と川棚町ですね、ここが消防団補助団員任務活動等に関する要綱、これを設定されてですね、補助団員は分団長の指揮下に入るわけではございますが、初期消火活動や消火活動の補助及び避難誘導や情報活動、これを行う制度を設けられて地域防災力の充実強化に取り組みされている自治体もでございます。また全国各地でもですね、こういった機能別消防団組織を結成されているのも事実であります。まあ、そのようなことから今後この防災行政の充実を図るための一つの政策として、こういったものもやはり取り組む必要があると思うわけではございますが、町長の見解をお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

機能別の消防団の制度でございます。先ほどお話がありましたように、東彼杵町と川棚町も導入してますし、県下の平戸市も松浦市、対馬市っていうのが導入しているわけではございます。これは消防団のOBですね、OBの方がたくさん、佐々もいらっしゃるわけではございます。そういう中でやはり、現在の団員が不足してるということ、それから日中になかなかいらっしゃらない、お勤め等がありまして、団員さんが日中の火災とか初期消火はなかなか難しいということで、そういう中でやはり先ほどお話がありましたように、団長の指揮下に入って初期消火活動していただいているということで、これの要綱っていうのをやはり定めなきゃならないということで、町としましても現在導入市町村、これは市町村の研究を行っているわけではございます。これは前ですね、うちの団長、今の団長がですね、そういうことで補助団員制度を利用したいということもお話を伺ってます。その中でやはり町としてもやはり研修・研究する必要が



あるというところで、今研究させていただいておまして、やはりその要綱を制定しながらですね、設置については、やはり前向きに検討してやっていきたいと考えてますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

この補助団員制度、これについてはやはり消防団本部からも要望、意見が出てるということで、検討を進めたいということでございますが、早急にこれ検討をされまして、そして早急に実現することを求めておきたいと思ひます。

次にですね、消防団員の処遇改善についてお伺いをいたします。先ほど来から申し上げておりますように、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中で、これは消防団支援法でございますけれども、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、これ先ほど言いましたように。それから、消防団を将来に渡り、地域防災力の中核として欠くことができない、代替性のない存在である消防団の強化、また国及び地方公共団体による消防団への加入促進、さらには消防団員の処遇改善、装備品、それから訓練の充実に向けた改善等がこの法律の中で規定され、予算の確保もされております。

3 月議会においてですね、佐々町の消防団設置条例の一部改正及び佐々町の防災会議条例の一部改正がなされ、副団長が 1 名から 2 名ですね、また防災会議に陸上自衛隊の隊員が委員として追加されるなど、防災組織体制、これの改善は図られておりますが、一方消防団員の処遇改善、これはどうかというところでお伺いいたしますけれども。平成 29 年度の消防団員報酬の地方交付税算入額、これを申し上げますと、年額報酬で団員が 3 万 6,500 円、それから団長は 8 万 2,500 円、それから出動手当は 1 回あたり 7,000 円、これが平成 29 年度の地方交付税の算入額になっているようでございます。本町については班長以外を除く、その他団員の年額報酬、こういったものは国が示す報酬を上回っているようでございますが、反面出動手当、これにつきましては火災などで有事の場合に 2,300 円、それから災害警戒の場合も 2,300 円と、それから訓練の場合は 3,300 円となっております、国が示す基準を大きく下回っているのではないかと申すわけでございますが、この報酬手当等の見直しについては、私も 28 年 3 月議会におきまして伺っているところでございますけれども、水災害や火災など、有事が発生した場合はいち早く、やはり最前線に赴き、そして防災活動の中核を担っていただいておりますので、国、法律で改善を求めているということもございまして、やはり活動に応じた適切な報酬手当等の処遇改善を図るべきだと思ひます。

そういうことで、町長は前回の質問に対しましての答弁はですね、佐々町は報酬が高く出動手当が安い状況なので、消防団と町で報酬は手当の金額の調整とか、それからこれあれですかね、行方不明者の捜索とか消火を行った場合の金額とか、協議を進めたいということで答弁をいただいております。これも言いますように、以前に答弁をいただいておりますから、それからしますと、もう何年か経っているわけでございますけれども、その後ですね、協議検討されたのかですね、報酬等の現状についてと、まあ見解をお持ちなのかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、町長。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

消防団の処遇改善につきましてということで、お話があつております。前も御質問があつたと思っております。今 1 回あたりの 7,000 円ということで、地方交付税の算入額ですか、お話がありました。これは出動手当でございまして、例えば本町の手当というのが、先ほどお話がありましたように、火災ですか、それから風水害、それから警戒ということで、本町の場合はその時に 2,300 円ですか、お払いをしております、訓練時は 3,300 円を支給している状況でございまして。御指摘のお話がありました、地方交付税等の算入額との比較では下回るということで、我々もそういうことで思っております。ただ、これは近隣町と比較をしますと、ほぼ同額ではないかと思っておりますし、まあない所もあるわけですね。ただ佐々町はこうした支給をさせていただいているということで。

それからもう一つは、報酬を年額いくらというのを報酬を出しているわけでございまして。その中で地方交付税の算入額というのがあるわけでございまして、これについても、例えば一つの例で言えば、団長さんは交付税が算入額 8 万 2,000 円ですか、ぐらいいくるわけでございまして、佐々町の場合は年間 23 万 9,000 円を払ってるといふこともありますし、そういう報酬等はですね、交付税算入額を上回っているということでございまして、町としましても、今後この出動手当についてどうするのかと、川棚とか波佐見なんかはちょっと高いところもあるわけですね、ちょっと比較してですね。そこら辺は今後十分検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

処遇改善について、手当等についてですね、やはり他の自治体においても、出動手当等についてはそれなりの対応をされている自治体もあるわけでございまして、やはりこの消防団員確保のためには、そういった処遇改善もぜひともですね、進めなければ、今後の団員確保は厳しいということをおし上げておきたいと思ひます。

では、次に地域防災活動の拠点となります、消防団詰所の整備方針についてお伺いをいたします。消防団のですね、分団の詰所、これは消防防災用の車両をはじめとしまして、資機材の収納場所でもございまして、災害時の集合場所で、活動拠点ともなります。また平常時はですね、消防団員のそれから教育訓練の場ともなり、各種会議等も実施されているわけでございまして、本町の分団詰所につきましては、現行の耐震基準、これを満たしていない詰所もございまして。佐々町の公共施設等総合管理計画ですか、これの中で出ているわけでございまして、消防団詰所については、1 点目として、計画的な改修により施設の長寿命化を進める。2 点目として、また将来的には町内会の将来人口等を見据え、分団の統廃合について検討するというようになっているようでございまして。また 3 点目はですね、これが大変問題なんです、老朽化が著しく進行した施設、これについては効率的な消防団運営を行う視点から、近接した詰所への機能移転等を図ることということで計画がなされておるようでございまして。

財政面から考えますと、やはりこの施設等総合計画方針というものも考えられるわけでございまして、反面言えますように、消防団員確保とそれから地域防災力、これの充実からとらえたときにはどうなのか、疑問を抱いております。

そこでですね、次の 2 点について、町長の率直な見解をお伺いしますが、まず 1 点目ですね、団員として活動されている方はですね、地元地域に現在分団詰所があるということからですね、いろいろな消防活動にも参加が容易であると。すると地元分団に入団されている、ということからですね、地元の分団に入団されているというのが現状だろうと考えますがですね、これ

を入団の状況についてどのような町長の見解をお持ちなのか。

また 2 点目がですね、言いますように、消防団活動の充実、これを図るためには耐震基準を満たしていない詰所、これについてはですね、やはり現在ある詰所はそのまま残すという考えからですね、耐震工事を行い、そして長寿命化を図るか、あるいは建替えを行うのか、二者択一ですね、詰所の整備を進めるということが必要だろうと思うわけですが、このことについてですね、どのような見解か、以上 2 点まとめてお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

消防団詰所の整備方針についてのお話がありました。1 つは、団員としての活動ということと愛着があるとですね、やはり分団詰所というのがあそこ近くにあるということとお話がありました。そしてもう一つは、耐震、消防団員の詰所の耐震化ということとお話がありました。一つはこれをどうするのか、この財政、公共施設の消防計画の中で、町としまして、1 分団、7 分団ですか、近くにすぐあるものですから、そこら辺は町の役場も建替えなければならない今状況にきてますので、そういうことを総合的に一緒にやるのかというのは、今からですね、もちろん考えてやらなきゃならないし、やはりその分団の詰所が残すべきかどうかというのは、今後検討、やっていかなきゃならないと思っております。

それから診断、耐震の診断の結果が、1 分団と 4 分団と 5 分団と 7 分団、これが耐震を満たしてないということで、今現在あるわけでございます。やはりこの 4 分団と 5 分団については離れていますし、その部分については新しく建替えるかですね、やっていかなければ、建替えを行いながらやっていかなきゃならないと我々は考えているわけでございます。

それから 1 分団と 7 分団は先ほど申しましたように、今後どうするのかということ、団員数も減ってますし、近くであるわけですね、統廃合が可能なのか、別々に必要なのかというのは、今後やはり今検討してやっていかなきゃならないと思っておりますので、町として、やはりそういう各分団の伝統があるわけでございますので、そこ十分ですね、考えてやっていかなきゃと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

分団の詰所関係の整備については、1 分団と 7 分団、これについては近隣にあるということで、まあ検討。これはやはり庁舎問題とも絡んでくるかと思っておりますので、そういった考えもあるろうかと思いますが、やはりほかの地区につきましては、やはりそれなりの分団詰所としての機能を果たせるような対応をとっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

消防団関連につきましては最後の質問となりますけども、AED ですね、この配備について、平成 27 年 6 月議会におきまして、町内会集会所への配備ということで質問をいたしておりますけども、まあそのときの町長答弁としましては、現在は各消防団の詰所、それから小学校、公民館、体育館などの公共施設に配備しており、民間のコンビニにも全部配備してあると聞きしておりますということで答弁をいただいております。

言いますように、平成 27 年 6 月議会、6 月時点においては、分団詰所に、まあ AED は配備されていたかと思うわけですが、現在はですね、私が見る限り、訓練用は配備されているようではございますが、救命措置ができる AED はですね、配備されていないのではないかと

なあとということで考えております。

やはり消防団員の方、これはですね、地域のイベントとか、それからいろいろな祭事、そういった行事にも参加され、そしてまたいろいろ特別警戒などにも携わっておられるわけですが、そのときにですね、人命に関わる予期せぬ事態が発生した場合は、団員による迅速なですね、救命活動が可能になるわけでございます。町長が言われますように、この公共施設とかコンビニ、これについては配備されているというのは、備えてあるというのはわかるわけですが、言いますように、現在のほとんどの分団詰所、この近くにですね、そのようなコンビニとか、公共施設がほとんどないのが現実だろうと思います。そういうことで、先ほど来から言っております、平成26年の総務省による消防団装備基準、これにつきましては、新たに救助資機材の充実があげられております。地域防災活動の拠点となるですね、消防団詰所、これにそういったものが配備されていないということについては、大変疑念を抱いておりますけども、ぜひこの消防団装備基準に沿ったですね、配備をすべきだと考えますが、この分団詰所への配備についてどのような見解をお持ちか伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
AEDの消防団詰所への配備についてということでお話がっております。これは平成21年に消防庁からですね、無償貸与、貸付機材ということで、4台の貸与を受けておったわけでございますけど、耐用年数期間が経過しております、平成27年度に廃棄を行っております。その後町として準備してなかったということで、大変申し訳なく思っておりますけど、この消防団の詰所というのがですね、先ほど議員がおっしゃったように、誰も、不在時っていうのが施錠、鍵を掛けてあるわけですね、そいで一般の方々がそれ使えないと、団員の方々が、開いたとき、来たときにはですね、それを使えるということで、外に置いてた場合がいたずらされるということで、なかなか厳しい状況でありまして、無人であるということでございますので、やはり有効活用というのがなかなか、これが問題になっていると、消防団内でもですね、話があつておりました、今後これをですね、適正な場所がない、配置を、やはり探してですね、適当な場所がないかどうかですね、よく検討させていただいて、やはり配置をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7番。

7 番（平田 康範 君）  
ちょっと私の考えと違うんですけども、実は消防団詰所、これは常時閉まっております。しかしですよ、例えばその第3なら第3分団詰所の地域が、災害に遭った、火災があつた、そういったときいち早く行くのは地元消防団なんですね。本部の消防署関係については、搭載されてるかと思うんですが、そういったときに、地元がいち早く着くときに、その分団にそういったものがなければ、本部が来るまで対応ができない。そういったものが問題だと私は言ってるんですよ。常時置いていつでも使えるようにしてくださいじゃなくて、やはり消防関係にかかる施設でございますので、そういったところに無いということが大変私はおかしいと思うわけですが、いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かにシャッターはたぶん空いてるのかな。そこら辺についてはよくちょっと私も把握をしておりません。どちらにしましても、やはり一番早く行くのは消防自動車、先ほど議員がおっしゃったようにですね、現場に駆けつけるわけでございます。そういう中で、この AED をどうするのかというのは、消防団内部で検討させていただいてですね、やはりそういうことがあればですね、取り付けて、新しくやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7 番。

7 番（平田 康範 君）

消防団関係についてはですね、一応言いますように、いろいろ問題もありますけども、地域防災力の充実強化を図るためには、そういったものの整備というのを早急に必要なというふうに思います。そういうことで、消防団とですね、本部との打ち合わせも密にしながら、改善を図っていただきたいということを申し上げて、次の土砂災害防止法、これに基づきますことについて質問をいたしますが。

実は長崎県がですね、平成30年3月30日付けで、佐々町の163か所、これを土砂災害警戒区域、それから特別警戒区域に指定をいたしております。言うまでもなくですね、警戒区域の箇所は、土石流の警戒区域が37か所、うち特別警戒区域が35か所となっております。それから、急傾斜の警戒区域は126か所で、すべてがこれは特別警戒区域となっております。警戒区域がですね、合計で163か所が指定され、うち特別警戒が161か所と大変多いわけでございますけども、この土砂災害警戒区域、これは通常言われておりますように、イエローゾーンと言われまして、土砂災害の恐れがある区域でございます、特に土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンということ言われておりますけども、建物等に障害が生じ、住民に著しい危険性が生じる恐れがある区域となっております。そのようなことから土砂災害防止法では、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を指定し、危険性の周知、それから警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、それから既存住宅の移転促進等のソフト面の対応、そういったものを推進するものとなっております、土砂災害防止工事等のハード面の対策と合わせて、総合的な土砂災害防止対策を図るとされております。

皆さんも御存じのとおり、4月11日ですね、午前3時40分頃、これは地震ではございませんけども、大分県中津市の耶馬溪町の裏山がですね、幅100mに渡って崩落しまして、3軒の住宅が土砂にのみ込まれ、痛ましい土砂災害が発生しております。当日は雨も降らずですね、地震もなく崩落の前兆もなく、災害が発生いたしておるわけでございますが、現場は言いますように、土砂災害特別警戒区域に指定はされていなかったわけですが、急傾斜危険地域の区域であったようでございます。本町においてはですね、平成28年5月から8月にかけて、長崎県でこの現地調査がなされまして、その結果に基づき今回規定がなされたものと思っておりますが、本町でもですね、言いますように、いつどのような土砂災害が発生するのか予知できないのが現実でございます。災害対策基本法では、市町村は市町村地域防災計画の中で、情報の伝達、警戒避難体制等の整備、これが求められておりますけども、本町は今回の指定について、どのような対策を講じようと考えておられるのかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回の指定に基づく今後の災害対策等ということで御質問があつてます。土砂災害の警戒区域及び特別警戒区域に関する御質問でございますけど、これは土砂災害の警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づきまして、本町では平成27年度に南部地区の現地調査が行われまして、住民の皆様方の縦覧を経て、平成28年度に南部地区、小浦免、須崎免、それから口石免、木場免、迎木場免が79か所指定されてるということ。そして、平成29年度に残りの北部地区ですね、163か所が指定をされているわけでございます。

それでは、まずこの指定の根拠となった土砂災害防止制度の背景を説明いたしたいと思っておりますけども、土砂災害は毎年のように全国各地で発生しておりまして、私達の暮らしに大きな影響を与えているわけでございます。またこの一方で新たな宅地開発が進み、それによりまして土砂災害の発生するおそれがある危険な箇所も年々今増加している状況でございます、このようなすべての危険箇所を対策工事によりまして、安全な状態にもっていくには、膨大な時間と費用が必要となっているということでございます。このような災害から人命・財産を守るためには、土砂災害防止工事のハード対策と合わせて、危険性のある区域を明らかにしながら、その中でですね、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実していくことが大切ではないかと考えている次第でございます。

そのソフト対策としまして、土砂災害防止法が制定されているわけでございますので、その土砂災害警戒区域に指定されると、警戒の避難体制の整備が必要となってきます。また土砂災害特別警戒区域に指定されますと、一定の開発行為の制限や建物の建築制限がなされるということになっておりまして、本町としましては今回県の指定を基にですね、本年度中に土砂災害のハザードマップを作成するようしております、このハザードマップによりまして、ハザードマップというのを各地、各戸にですね、皆様方に配布して、住民の方に広く周知をしていただくことにしております。ハザードマップの詳細な内容につきましては、他の自治体が作成したもの等を参考にしながらですね、今後、現在検討しているというところでございますので、町としましてはそのようなソフト面もですね、考えながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7 番。

7 番（平田 康範 君）

あと8分程度ですけども。ハード面とかソフト面いろいろ出ましたけども、次にですね、実はあの12月議会におきまして、先ほど言われますような避難情報の標示板、それから防災マップ作成、これに関わる補正予算4号でですね、3,500万ですか、程度計上されまして、繰越事業として平成30年度に取り組むこととなっております。この内容方針を見て見ますと避難情報標示板については、避難防災計画では現在51か所、これを指定されておりますが、今後見直し検討をしたいという説明があつているようでございますし、また、避難所の区分、これにつきましても、自主運営と直接運営を行う避難情報を検討されるようでございます。防災マップについては、洪水、内水、ハザードマップとそれから土砂災害警戒区域ハザードマップ、これが作成されまして、今回指定されました地区につきましては、今町長が言われますように、土砂災害ハザードマップで反映されるものと考えます。

実は今年 4 月中旬にですね、この佐々町の避難場所とそれから避難所兼避難場所、これを示されたですね、民間企業が作成しました防災タウンページというのが各戸に配布されております。民間でもこういうことでやってる中で、やはり行政としてもこのような情報、これは早くですね、示すべきというのが町の責務だと思うわけですが、このハザードマップ作成にあたっての、おおむねいつまでにですね、こういったものを町民に示すことができるのか。また合わせましてですね、やはりハザードマップに示すだけではなく、やはりその指定されました地域、そういった方々の住民説明会、あるいは避難訓練、そういったものもやはり充実すべきだと思いますが、どのような考えか、最後の質問といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
避難情報等の標示板、避難防災マップということで、今平田議員のほうからお話がありました。現在避難所の見直し作業を今行っているところでございまして、今年度の作成を目指しているわけですが、また土砂災害の警戒区域等の指定に伴いまして、住民説明というのをやはり指定する前に、県より住民の縦覧に供されておりました、やはり縦覧時に説明、質問があった関係者へは県が直接説明を行っているということでございまして、町としましてはハザードマップを各戸にですね、配布することによって、周知を図りたいと考えているところでございます。

また、標示板の設置事業につきましては、事前に各町内会長さんとも協議を行う予定としておりまして、この中で土砂災害等の指定の意味なども含めながらですね、説明をしなきゃならないと考えています。

それから避難訓練については、今後十分検討してですね、各町内会、各町内会長さんとも協議をしながらですね、やっていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で 7 番平田康範議員の一般質問を終わります。  
13時まで暫時休憩といたします。

（11時58分 休憩）  
（13時00分 再開）

— 日程第 6 一般質問（川副善敬議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、9 番川副善敬議員の発言を許可します。  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）  
通告順に従いまして、質問をさせていただきます。まず、企業誘致でございますが、平成 25 年に工業団地用地として S S K から 19 h a 購入しておりますが、その後 1 人の地主さんから買収をしたということでございます。その時の町長の答弁は、25 h a のうち S S K が 19 h a、残りの 6 h a については、13 名のうち 1 名の 1500 平方メートルが公拡法の適用を受けて用地買収済ということで、去年ですか、答弁をいただいておりますね。

そうすると14名地主がおられてSSKが1社引く、13。13から地権者1名引いたら12名、残り12名なんですけども、これについてはどういうふうな状況なのかお尋ねします。

それから、その当時の総務理事は買収が、町長のは6名ほどは内諾を得てるというような答弁ではなかったかと思いますが、総務理事のほうは平成26年から公拡法によって、税の減免が厳しくなり、租税特別措置法に基づく減免措置が適用されるか、税務署と協議調整をしたいというような答弁でございましたが、これについてどのような進捗状況になったのかをまずお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今企業誘致についてということでお話がありました。小浦の南部の、南部地区の工場団地の用地として取得した土地の件につきましては、昨年7月にも川副議員さんのほうから御質問をいただきまして、その際の減免措置についてもお話させていただいたと思っております。

また、先ほどお話がありましたように、その後、税務署からの承諾、承認がようやくいただくことができたということで、あと未買収につきましては、12名の先ほどお話がありましたように、地権者がいらっしゃいまして、6名の方の承諾は今現在いただいております。あとは未買収の地の買収を進めていくということになりますけど、税務署の協議と並行いたしまして、県との協議も進めている、進める中で、やはり用地買収についても、なんか補助金が適用されるということもちょっとお話を伺っております。現在そういう全体的な計画についての御質問もありますので、基本方針を策定しながら、事業計画として県の承認をいただく必要があるのではないかと考えております。

また、この県の承認を受けるということは、用地買収とか団地の造成とか誘致活動というような一連の事務を進めるということになりますので、未造成の土地に対して、このような状態で県についても引き合いがあつるとお話を伺っております。特にハウスメーカーさんがあったということで、現状のまま用地を売るということも、20haですか、買収して工場団地を造成すると、ハウスメーカーがやるっていうことも進めているというお話もお聞きしました。結果として、なかなかこれは難しかったわけですが、そういうメーカーが持っているもののノウハウが、たくさんいろんなことがあるわけですが、佐々町としましてもですね、立地を希望していただけるというところが今のところはないということで、流れてしまったということで進まなかったわけですが、やはり本来ならば、税務署協議を整ったもんですから、早急に用地買収を進めながら、団地造成ということでやっていかなきゃならないと考えています。SSKの土地ということで、購入の際にも申し上げておるわけですが、やはり我々がイメージしてるっていうのは、やはりオーダーメイド型って言いますか、そういう誘致企業を事前にですね、決定しまして、その企業の意向に沿って、団地造成を進めるということを想定しております。しかしながらなかなか補助金の関係上、こうした手法というのも進めていくことを、県のほうからも問題はないというお話は進んでいるわけですが、なかなか現状では難しいということで考えておまして、やはり町のリスクを抑えながらもですね、どういう方法が一番いいのかというのは、今後検討していかなきゃならない、模索しなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。



9 番（川副 善敬 君）

まず、県との関係ですけど、租税の減免措置は適応されなかったと、この間、進捗しない間ですね。ところが御存じのように、棚方と相浦の間に相浦の工業団地ができてますね、今。これが来年の3月に完成する。そうすると佐世保市の地権者7名の方のうちに、平成28年度に4名買収済み、29年度に3名全部地権者から買収されてるんですね。そうすると、この公拡法と租税の関係は、これは佐々町だけにその適用されなかったのか。それともう一つは手順がね、少し違うんじゃないかと思うんですね、手順が。というのはですね、この佐世保の工業団地、普通のところの工業団地の進め方を見てもですよ、佐世保の工業団地の場合27年の10月から調査をかけて、半年で、そしてこれは2年間でやってしまってるっていうことは、これはですよ、県の指導がどういうふうを受けたか知らんけれども、長崎県企業振興課というのが県の補助金の審査会と有識者の会議を開くんでしょ、ですね。そして、長崎県産業振興財団の意見を加味して決定する。それで決定しとるんですね、2年間で、ね。うちは5年間、25年から5年間待って進んでない原因は、県とのこの工業団地としての認可ができないのがネックになったのか、それとも買収ができないので進むことができなかったのか、そこら辺の県との打ち合わせはどうなんですかね。それをお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（迎 雄一郎 君）

一つ先ほどの御質問の公拡法の関係のことについてはですね、確かに佐々町は先に公拡法でその税の減免が、当初適用されていたのが、その後買収しようとした時に適用されなくなったということで、税務署の判断がその時点で変更されたというふうに私は認識しております。

ただ昨年、税務署のほうに協議をした際に、公拡法ではなくて、租税特別措置法に基づく税の減免手続きということで協議をした結果、最終的に税務署からの税の減免について承認されたという経過になっております。

一応すいません、私のほうからはその点だけちょっとお話させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

県との手続きでございますけれども、今総務理事のほうに申しますように、税務署等の協議を進める中で、県とは再三事務的なアドバイスをいただいているところでございます。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、その事務的なアドバイスをいただく中で、用地買収を進められるのであれば、そういったところも補助金の対象になりますよというふうな形で、アドバイスを受けているところでございまして、県との手続きとかそういったところがネックになっているということではないかというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐世保市との関係で佐世保市は早く進んでるといふ、川副議員が御指摘がありました。確か

に佐世保市は決定をして工事を造成してやっってるわけでございます。ただ、佐々町としても、やはり自前でこういう企業がくるということになればやりたいわけでございますけど、なかなかですね、造成費が今 20ha か、あるわけでございますけど、造成費が 25 億から 35 億かかるということで、これを事前に補助を受けてやっても、必ず企業がくるのかっていうのがなかなか厳しいところもあるわけですね、そこをよくリスク的に町として考えながらですね、やっていかなきゃならないということで、私もそういうことで佐世保市さんのほうに早く、佐世保市さんのように造成をして企業を待っているということができればですね、それが一番いい方法でございますけど、なかなかそこら辺のリスクとの兼ね合いというのがですね、あって、そういうことが今考えているということで。

先ほどオーダーメイド型って言いましたけど、それができればですね、必ずそういうことでくるからってということで、オーダーメイド型でできれば我々はそれが一番ベターな選択だと考えておりますので、そういう方法ができれば一番いいんじゃないかと考えておりますので、そういうことでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

私が総務理事に、企画財政課長が答弁したけども、尋ねたのは、佐世保市はなぜ土地買収ができて、公払法適用ができて、佐々町は買収が進んでないのは、公払法ができないという答弁の食い違いはどこなのかねっていう質問なんです。去年は公払法、租税免除ができないから、先に買収も進むことができないということだったですね、答弁は、7 月に。だからその辺の、私はよその市はできて、なぜ佐々町は減免措置の適用がないのか。しからば県の工業団地としての認定がされてないからできないのか、工業団地として認定がされればそれでできるのか、そこら辺をどうなってるのかをお聞きしてます。

それからですね、これ買収で地主さん残ってますね、相当ね、この見込みはどうなのか。私が言ってるのは造成まで、これ最後に質問しようと思ってたんですけど、造成までっていうならいろいろリスクもあるでしょう、しかし買収という形、地主の買収という形は整えとかんばいかんですね、どちらの方向に進むにしても、そして私が最後に書いてありますように、工業団地、これは町長に尋ねるんですけど、工業団地としての基本計画はそのまま進めるのか、買収していくのか、それとも私はほかの用途、例えば住宅団地としての造成とかね、それはもう、今ハウスメーカーと言いましたけれども、そういうところが出るとすれば、佐世保市のほうの調査の、県の調査の中にも書いてありますように、インターが近いということがメリットですから、うちもインター 2 つある、中里も近くて佐々も近いんで、そういう意味においては造成費がかかってリスクがあるというならば、すばっと住宅団地として大手にね、処分するのか、それとも基本方針はこのまんま継続して、工業団地でいくのか、工業団地でいくとすれば買収を早急にせんといかんでしょ、そいと諸々の条件整理を。そこら辺が一つも進んでないから私はお尋ねをしたらわけです。だから、基本計画はこのまま工業団地としていくのか、それともほかにもいろんな募集をかけて、そしていろんなアイデアを募集しながら、いろいろ今各地で例えば募集してますからね、あれは SSK じゃなか、長崎三菱やったですけども、V・ファーレンのグラウンドつくると。そしたら今度はホテルとかつくる。いいアイデアをね、やっぱり民間持ってますから、そういう中でもう工業団地は一つも進んでないんで、そっちの方向もかえながら合わせていくのかですね。これは何ですか、土地開発基金から出してるから、金利は昔の工業団地ば買ったように、銀行から借り入れて買ったわけじゃないですから、まあいいっていうわけにはいかんですけど、1 億円からの投資っていうことは、年にやっぱり 150 万、200

万ずっときてますんでね、そこら辺を考えたときに、どういう方向で進むのかということもお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務理事。

総務理事（迎 雄一郎 君）

先ほど御質問いただきました、佐世保市がその公拡法で適用されたことと佐々との違いという話なんですけども。佐世保市については、川副議員が言われるとおり、工業団地として県の承認を、認定を受けて、それで税の減免がされていると。佐々町は今そういった県の認定を受けていないということが違いであるという、そういった認識でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話しましたように、まだ未買収地が 6 人が未買収者がいらっしゃるということで、今買収を進めているわけでございますけど、町としまして基本的な計画というのは、工場団地を、やはり雇用を確保したいということで、基本でございますので、工場団地の誘致として進ませていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

工業団地として進むということですが、しかしながらこれは早急に地主さんとの、どっちにしても買収だけは早く早急に済ませないかということですから、早急に動いて、そして来年の今頃には、もうちゃんと工業団地、計画ができるような形で言ってもらいたいと思います。もう 25 年に買収してからもう 5 年ですからね、よそはもう 2 年ぐらいで、諫早とかなんとかも全部やってますんで、その基本計画どおり工業団地でいくとすれば、それはもう早くやっていただきたいと思います。以上私の意見ですけども、早急に進めて下さい、買収をお願いします。

それから次に、学校教育の現状と今後の方針についてお尋ねします。まず、ここに資料をいただきました。全国平均学力学習状況調査。そして小学校、中学校と見ましたけれども、平成 25 年度は中学校は良かったんですけども、あと 26 年、27 年、26 年が平均以上はなく、27 年、28、29 年がちょっと厳しい、無いということですが、まあ一つは、そして資料としては、何日か前に新聞載ってましたけれども、小学校は佐々小学校は小学算数で県内最高だということで載ってました。ちなみに小値賀町は中学数学と英語で県内最高。それから長与町は小中学校の国語で県内最高ですね。それから長崎東、佐世保北、そして付属中学においては平均を上回るということですね。そうするとですね、私がここでまあ勉強についてね、あまり言うのもちょっと抵抗があるんですけども、できればね、佐々の場合も県内平均より上でもありたいし。そして小学校はこのように今言ったように、ちょっと優秀な成績なんですけど、どうしてその何ですか、中学校になるとパッと落ちているのかですね。そこら辺の原因。非常に

中学校はちょっと厳しい平均であると。このように小学校がいいならば中学校もいいと思うんですけどもね、もったいないと思ってですね、質問した。

それからもう一つは何ですか。それから体力向上についてはですね、資料をもらいましたけれども、これいろいろ種目があつて、ちょっとわかりません。私はつきり言って。しかしながら、それなりにこれも評価は出していると思いますね。

体力についてお尋ねするのはですね、スポーツプランとか何かあるんでしょ、スポーツプラン。そのとおりのスポーツプランを作成しておられるのか。それから体力についてはですね、今ゆとり教育からちょっと変わりましたんでね、その関係でどうなっているのか。今学校に登校する子ども達もですね、いっぱい鞆に教科書を詰めてですね、ランドセルも昔よりは太かとか売れよるとですよ。そういうわけで非常に学習のほうに、ゆとり教育から外れて今度は変換してですね、中教審が、教育、文科省が変換してやっていますけども。その辺で体力という問題はゆとり教育から変更してどうなってるのか、スポーツプランとゆとり教育ですね。それをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、平成 29 年度については全国学力学習状況調査の結果、厳しい結果となっております。さらに改善を加えながらですね、佐々町の子ども達に、豊かな学力を付けるということはぜひとも必要かというふうに思っておるところですし、確かに御指摘のとおり、中学校のほうで、平成 28、29 と全国学力学習状況調査の中でプラスがないという状況でございます。しかし、28 と 29 の得点的な伸びがありましたので、今年度の結果について期待をしておるところでございます。

それから御指摘の小学校の頑張りを中学校にということで、このことは御指摘のとおり小学校の結果を中学校に引き継いでいくという取組みを、3校共同研究、3校の教員全員が集まって、研究を進めながらやっておるところでございます。3年後、4年後におそらくとも結果は出てくるだろうというふうに思っておりますし、私どもも精一杯頑張っていかなければならないというふうに思っているところです。

それから体力向上についてでございますが、各学校で体力向上アクションプランというのを立てております。議員御指摘のように最近、学力重視という教育になりつつありますので、なかなかその運動機会の充実ということについて、私どもも県のほうも課題意識を持っており、体力向上アクションプランを立ててやっておるところでございます。

体力向上については、例えば小学校の場合、昼休みを活用して、ハーフマラソンチャレンジカード、まあ佐々から佐世保まで、何日間もかけて、何キロ、何キロ、何キロとずっと印を付けながら走って佐世保まで行った。じゃあ次は長崎までというような、業間を利用した体力向上にも取り組んでおるところでございますし、現在までのところ御提示した資料のように、佐々町内の子ども達の体力については、ほぼほぼ全国並みの体力を維持しておるのかなというふうに思っておるところでございます。ただ、柔軟性に課題が感じられますので、柔軟性については、その柔軟性を高めるのに効果的と言われているジャックナイフストレッチというのを昼休みや体育の時間に行うという対策をとって、改善を図っていきたいと考えておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これは部活動のガイドラインについても関係あると思いますけれども、これは教育長が県の委員会におられるんでしょ。そうすると、今度スポーツ庁が、学校の活動、部活などのガイドラインをまとめて教育長が入っている県の教育委員会の部会に諮問を出してますね。そうするとこれはもうスポーツ庁で決まってることは、もう休養日に関しては中学校は週 2 日以上ですね、高校はもう関係なかですけど、週 1 日。そうすると、活動時間は中学校、高校とも同じで、平日 2 時間程度で休業日が 3 時間の基準を適用して週 16 時間を超えないとの上限ですね。

そしてまたこの私が言うのは、こういうふうに体力づくりというのは、部活動というのは、体力づくりとそれから人間関係ですね、友達づくり、体力づくり、そしていろんな競技のまたレベルアップもあるんですが、そうするとこれだけ制限するとですね、県教育は、教育委員会の部会は 10 月までに押し出したでしょ。国のガイドラインはもうきてますから、そうするとこれ対外試合とか行ったときなどに困ると、制限時間超えてですね。そうするとその賛成もあり反対もあるわけですね。

そこでお尋ねしますが、この部活の制限ということで、体力づくり、また一般的にメリット、デメリットと、それと実効性と言いますか、実の効き目のある性ですね、実効性。どういう形でプラスに作用していくのか。この点はもう専門で、部会でされたと思うんですけど。ちょっと答弁いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

部活動の時間については、議員御指摘のとおり、国のスポーツ庁のガイドラインでは週 16 時間程度というガイドラインが示されております。当然それを受けて、県のガイドラインもまだ未定ではございますけれど、16 時間という方向性を持って、検討が進めていかれるだろうというふうに思っているところです。

16 時間の根拠といたしましては、特に中学生の場合、骨の成長期にあるということで、運動のし過ぎに起こる傷病等の危険性がある。医学的な見地から 16 時間ということが国から示されてきたようでございます。

なおですね、現在の中学校の部活動、普通の部活動でございます。普通のときの部活動は、大体 16 時から 18 時の 2 時間程度、休日は半日の 4 時間程度、週あたりで言いますと 10 時、8 時間程度というふうになっております。ただ、どうしても土日の 1 日にかけての遠征試合であるとか、そういった部分について、非常にこう無理があるわけで、1 週間あたり 16 時間程度ということで、運動量としては確保できると思っておりますし、また先ほどありました体力運動能力試験結果を分析したものを家庭に持ち帰って、自分達で筋トレ等のトレーニングもやるというような指導も続けていきたいなあというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

なかなか実際にやってみないと、これはちょっと結果がわからんという状況ですね。しかしながらやはり、どうしてもやっぱり対抗試合がありますから、その中でいくらスポーツ庁が決

めとつても、学校で決めても、オーバーする時間は出てくるのではないかと考えております。だからそこら辺では、まだ具体的にはやってみんと、メリット、デメリットはわからん部分が多いかなあと考えたんですけども、まあこういうふうにかわるもんでね、で、質問に、案件にあげたんです。

それと一つ。今度はなんやったかな。3 番目か。児童生徒の登下校時の犯罪防止と安全確保に対する取組み強化についてお尋ねをいたします。

新潟市で皆さんも御存じのように、小学校 2 年の女の子が下校途中に連れ去られて殺害されました。まだ、希望に満ちた子どもの将来が無断に断ち切られたことへの御家族の悲しみと、学校関係者、友達の無念も察するに余ると思います。心よりご冥福をお祈りを申し上げながら質問させていただきます。

この登下校時の安全強化といいます問題は、事件が起きたときはずっと認識するわけですね。それでまあ、はっきり言いまして、かつて大阪教育大付属小の池田小学校の事件のときもありました。それから一時その前後して、佐々小学校付近に不審者が多いということで、警察から連絡があつて、それも覚えております。その時とった対策というのは、佐々中学校の教員室、校長室から全部運動場が見えるように対策とったんですね。そして、刺股っていうのかな、不審者にこうあいするのために、そういう対策をとったんですけども、今度の場合ですね、この事件を受けながらどういうふうな対策と、対策取組みをされたのか。

これ参考までに言いますと、連れ去り事件で子どもが被害に遭う件数は、年間でやっぱり 13 歳未満の子どもの被害が、略取誘拐で平成 7 年に 82 件、17 年で 72 件もあるんですね。表に出ているだけで、これきちっとした記録ですけどね。

それで、この対策はどういうふうはこの事件を受けて、いろいろ団体もあると思いますけども、登校の時は皆が見守る、団体登校だから、まあそう懸念はないですけど、下校になるとばらばらやし、今度はまた町の中がざわざわする、そういう中でどういうふうなですね、今ある組織と、それからどういうふうな取組み、対策をされたのかお尋ねを申します。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

子ども達の登下校の安全については、議員御指摘のようにですね、朝の登校時については、佐々っ子応援団、またボランティアの方々に多く御協力をいただいて、そのことが一つの防犯効果にも繋がっておるだろうというふうに思っております。御指摘のように下校時にどうするかというのが大きな課題でございます。この事件が、事案が起りまして、私共、警察のほうとちょっと連絡を取りまして、パトロールの回数を増やしてほしいという要望はいたしましたけれど、じゃあ地域でどうするかということは、まだ具体的な解決策を見い出せずにいるところでございます。校長会、それから近々に行います、学校と警察の連絡協議会等ですね、具体的な対応について協議をしたいと思っておりますが、なかなかボランティア等の協力というのは仰ぐのが難しいという現実の中でどうするかということが、大きな課題になるだろうというふうに思っております。

それから、現在の状況をということでございましたが、現在不審者情報等があった場合には、子ども達には、保護者の方にはまず警察にすぐ連絡をするように、そして学校にということで、学校は、学校と保護者を結ぶ電子メールを持っております。その電子メールで不審者発生情報を 3 校同時に発信をするということ。それから不審事案発生後 1 週間程度、PTA の地区委員さんに、買い物の行き帰り等に見回り中というステッカーをはっていただくというような取組みをいたしておるところでございます。そういった中で、町内の建設組合や商店街の方に佐々

っ子応援団のステッカーを貼って、昼も回っていただいているということにほんとに感謝しておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これね、いろいろ新聞等を見てますとですね、どこでも行動を起こしてるんですよ。これはね、組織、先ほど質問して、組織の答弁なかったですけども、組織づくりを今までですね、しとるわけですね。それで何て言いますか、ホットスポット・パトロールって知ってるでしょ。知らっさんですか。これを知らんならだめね、はっきり言って。これもう私図書館に行って、全新聞見るばってん、ホットスポット・パトロールっちゅうのを強化って書いてある。そして組織づくりは警察のOBです。PTAとね。そいで要するに危険場所を前もしたんですよ。危険場所をね、全部チェックしていくんですよ、はっきり言うて。そして例えば樹木の多いとかとか、陰になったとこと、そういうところを重点的にマップを作ってね、ちゃんともうしてあるところもありますよ、ほとんど。

それで、私が例えば言ったのは、この前ちょうど佐々中学校のトイレば言ったでしょ。そうすると部室があるでしょ。そしたらあそこに貝塚がある、全部大きくなってね。ああいうのもね、ホットスポット、危ないところですよ。だから、すべてそういうものを一緒に組織を、今組織あるんですかね、そういう見回りが。ないんですよ。だからそれを組織がないとすれば、そういう方達に中心になって組織づくりをして、そしてホットスポット・パトロールをお願いして、そいで、佐々町の危ないところをチェックしていくということをせんと。ただ、そがんしてやりかねておりますって言うたっちゃ、どうにもならんですよ、よそば見たら全部対策起こして、かつアクション起こしとるわけですから。だから、起こしてないところはもうそういう組織があるけんね。だから、そういう意味において、早急にせんと、佐々町は不幸がないけんよかっていうわけではないしね。だから、それは子ども達を預かる教育委員会の責任ですよ。だから、早急にそれはやってください。そうせんと意味がなかですたい。起きてからもうたまらんですよ、こういう事件ばかりやられたら。だから、そういうことにおいてね、どういふうに今ひらめて組織を作ると思ったか答弁してください。

一つぐらい前向きに答弁してください、やりますと、いつから。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

ホットスポット・パトロール、もう一度よく勉強しながらですね、そういった組織またはそういう対策をですね、早急に考えていきたいなあというふうに思っております。

現在、地区PTAとかもしくは健全育成会とかから、危険箇所を出していただいて、特に小学校ですけれど、危険箇所については周知を図っておるところですが、よりそれを組織的にどうあるべきかということを検討しながら対応をしていきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

もう 1 点だけ、この安全に関して。今防犯ブザーなどはどうなってますかね。防犯ブザー。小中学生ね。小学生には特に要ると思うんだけど。これについての取り扱いは。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

防犯協会、警察のほうから防犯ブザーいただいたり、防犯ブザーだけではなくて、何て言いますか、電池が切れてもいいように、最近は笛をもらったりしておるところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

途中で座らしたけんですけど、その防犯ブザーというのは効力はあるのか。笛は全校生徒に全部やってるのか。やってないようなら、教育委員会のほうで町のほうにお願いして、笛、全部予算化するとか、そういうことをせんと、ただ答えるだけでは何もならんとですよ。どういうふうにするかっていうのをお尋ねしとるんだから。そこら辺のはどうなってるのか。

それとね、合わせもって、時間あるかね。

いっちょ忘れておりました。いじめと不登校、抜かしておった。いじめと不登校問題ば。これ質問しとらんよね。（議長「そうです。してないです。」）えとですね、これもちょうど今こういう時期には関連して、何か暗いような話ですけれども、これも解決していかなば問題で、資料ばもろうたんですけど、25 年から 27 年まで、非常に中学校においては、17 年 17 人、16 人、17 人、28 年が 11 人、29 年が 8 人と、ですね 2 桁台なんですね。そいで僕らは記憶して、ほかの議員さんがこれについて質問したときは、確か二、三名だったんですもんね、昔は。10 年前以上。そいで僕はいつか言ったように、これ見てびっくりしたんですね、こんなになってるか、ということですが、小学校の場合ね、私は小学校は何ですか、小学校の場合ね、すいません、今んとは不登校って言ったかね、僕はいじめって言ったかね、（「不登校です。」の声あり）不登校って言ったよね、不登校。不登校の場合は、これは小学校はほとんど 1 人だから、中学校ですね、これやっぱり一番大事なときで問題なるんで、これ何でこんな 2 桁多いのか、そりゃ教育長の答弁はね、こうくるだろうと思います。全国平均よりね、いいんですとか、全国平均並みですよというけども、ここは田舎なんですね、田舎って言ったら失礼ですけど。それぞれの地域の人の連帯があり、やっぱり知ってますから、自分の庭のように。だから、その中でやっぱり地域と学校とやっぱりサポートしてやらんばいかんですね。だけん、こういうふうになんで県の平均より上なのかですね。それから、この不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因の背景による児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況である。ただし、病気や経済的によるものは除くと書いてあるですね。この資料の下にね。それと本当は病気、病気はまあ登校できないのもあるけれども、経済的な理由については、家庭全体の問題であるんですけど、親のですね、両親のいろいろな問題がある。経済的な理由って、具体的には。これは不登校の、不登校から除外したらいかんちゃんなかでしょうかね。そうするとこの経済的な状況については、今ソーシャルワーカーとかいろいろあるんですよ。で、町の福祉のほうに繋がらばいかんのですたいね。逆にそういう手続きを知らん人もおら



すから。そういうところは、不登校の児童生徒にどうしてるのかですね。対応を。

それからいじめについては、これは解釈の違いも小学校あるけん問題ないですけど、中学校ももう 3 人か 4 人ですから、それなりにいじめもやっぱり、どこで定義するかが問題なろうと思いますんで。まあここにいじめ、いじめの小学校、中学校、町、いじめのあれ、策定してるんでしょ。その中で対応してるんですかね。そうすると、主に対応するのは、組織の中で書いてありますけれども、どういうふうにこの策定の分の中には対応するように書いてあるんですかね。そいでその家庭の、家庭のさっき言った不登校の問題はどういうふうに繋がれるのか。経済的な問題。もちろん教育委員会が、それはタッチしませんけどね。ただ、貧しくて出てこない、いろいろ問題があるっていうときはやっぱり、言い方悪いですけど、生活保護を適用させたりですね、それに準ずるものをすれば、結局、十分給食もできるし、それからいろんな制度もありますから、そういう対応をしてやるのが、繋ぐことが教育委員会の責務だと。あとは、町のほうで対応する。だからそこら辺のあれはどういうふうに繋いでおられるのか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

まず、不登校のほうからよろしいでしょうか。不登校については、これは本当に佐々町の場合申し訳ない、本当に申し訳ないと思いながら、27 年度までは 17 人、16 人、17 人というふうに、全国並みと言うよりも、全国より多かったような状況にございました。28 年度でやっと全国並みになったというような状況でございます。

不登校については、いろいろな要因があるわけで、なかなか改善を図ることが難しいということで、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、また心の相談員等を置いて、心の教室、相談体制の整備を行ってきたわけですが、一定の成果はあったものの、不登校になってからでは遅いという発想から、平成 27 年度から集団への適応性を客観的に判断する Q-U 検査、心理検査です、Q-U 検査を全児童生徒に実施して、不登校対策に取り組んでおります。発想としてはうまくいくかどうか、うまくいきつつあるのかなと期待はしてるんですけども、早期発見よりも予兆の段階での対応ということで、学校とともに取り組んでおるところです。

29 年度に若干ではございますけれど、経過の傾向が見れますので、これがその取組みの成果であるとするならば、更にこの取組み、予兆の段階での対応ということを充実していきたいと思っておりますし、不登校になった、学校に来ることが難しい子ども達には、心の教室相談員等による訪問学習、家庭に行って、数学を教える、算数を教えるというようなことを行って、学習意欲の維持、それから進路に対する不安の軽減ということにつなげていければなあというふうに思っております。

それから、経済的理由については、議員御指摘のとおりでございます。それだけではなくて、複合的な部分があるわけですが、スクールソーシャルワーカーを通じたりしながら、保護制度、補助制度がありますので、そちらのほうにというようなことを話をしておりますし、学校にもですね、そういう意識で補助制度を活用するよにということでも話しをし、対応をしておるところです。

いじめについては、この対応については、各学校で昨年度一部改定をいたしました、いじめ防止対策基本方針を基に対応しておるところですけど、第一義的には、担任が対応いたしますが、担任が抱え込むことがないように、週一回または随時に開かれる、校内のいじめ不登校対策委員会の中で協議をして、もちろん管理職も入るわけですが、多方面からのよりベストな対応を考えて対応をしておるところでございます。

なお、いじめについては毎月学校のほうから私どもに報告をあげるということになっております。幸い、今のところ重大事案というのは発生しておりませんが、いつ重大事案が発生するかもしれないという危機感を学校と共有しながらですね、今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

私が言いたいのはですね、そういうしたいというのはわかりますけれども、実際にその、例えば子どもと親のホットラインとか、いじめ相談の窓口とかですね、ここに中教審の働き方改革のまとめの中にも出てきておるように、やはり支援を必要とする生徒は、関係地域及び福祉等との関係機関との連携ですね、これを今変更になってるんですよ。だから、学校の先生の負担をなるべく減らそうというのが、この中教審の答申なんですね。だから、そういう意味において、具体的にやはり何て言いますか、その前に対策をやっぱりせんばいかんとです。起きたら繋ぐ。もう時間になるけん、こいでやめときますが。

そしたらあとは学校給食ですかね。学校給食の無料化と徴収についてお尋ねをします。これは無料化ということですけども、昨年9月ぐらいに資料をもらってたんで、時間が無くてできませんでした。そいで、改めてお尋ねしますけれども、今子育て所帯の経済的負担の軽減と定住促進のためと、給食費の無料についてですね、現在小学校で4,000円、中学校で5,000円ですね、そして4月から2月で定額で3月で調整するという形ですけども、佐々町の場合は無料化すると4,000万ぐらいいると。これまあ、町長のほうに答弁いただかんばごとなるかもしれないですけども。そうするとですね、いろいろ対策を今立ててますけれども、やはりよその太良町ではこれやってますね、3年前から。それから、佐賀県では伊万里、江北、白石、三養基とかいろいろ町で、給食費の補助をやってるんですけども、これについてはですね、やはり、何で私が無料っちゅうと、やっぱり定住促進という意味もあります。そういう意味でですね、無料にできないかと。それからもう一つはですね、準保護と要保護所帯の就学対象対応分というのがあるんですね。これが今182人ですね、これだけ今増えてるんですね。はっきり言うて。この中でやはりあと入学するときに、制服とか中学校でいろいろいますんで、そういう意味においてもこれは先だって補助するべきではないかなあと思うんですけども、これについて、財源的な問題もあるでしょうけど、どっちがお答えになりますか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

学校給食の無料化とって、徴収ということでお話があります。やはり子育て世代の負担軽減ということで、大変拡充というのはなかなかいいことじゃないかと思っているわけでございます。

先ほどお話がありましたように、全国で83市町村で給食費の無料化が実施されているということで、近隣では先ほどもお話がありましたように、佐賀県の太良町、上峰町、江北町、3町が実施されておまして、ほかに熊本とか宮崎とか鹿児島でも実施されています。この完全に無償化を実際やっている市町村というのが、ほとんどは議員も御存じのように、人口1万人以下ということで、児童生徒数も700人から900人程度ということで、本町よりちょっと小

規模な自治体が実施されているようでございますけど、2011 年から少しずつ各市町村もそういうことで増加傾向にあるわけでございます。

本町では、小中学校では給食費として、小学校は 4,000 円、中学校は 5,000 円を月々徴収しているわけでございますけど、平成 27 年から地方創生事業としまして、町内の小中学校に所属する子どもさんを持つ保護者の方の給食費の負担軽減を図るということで、学校給食費の負担軽減事業ということを開始いたしまして、第 1 子が 20%、第 2 子が 40%、第 3 子以降が 80%の補助を行っているわけでございまして、30 年度が町全体の補助金見込額が 1,700 万円程度となっておりますが、これを先ほど議員がおっしゃるように、全額を無償化した場合、新たに 4,000 万円の追加予算が必要ということで、全体的に 5,700 万円程度の町単独費が必要なのではないかと考えているわけでございまして、やはり子育て世代の経済的な負担の軽減というのは、定住促進、先ほどおっしゃられましたように、やはり定住促進とか、特に若い人たちの世代の定住促進が有効な手段ではないかと、我々も考えているわけでございます。

しかしながら多額の負担が必要な状況が見込まれるということで、やはりこれは全体的に福祉とか教育振興とかいろいろな制度全体でですね、やはり考えて検討する必要があるんじゃないかと思っていますので、そういうことを全体的に検討しながらですね、考えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

時間も無いようですから、簡単に申し上げます。私が先ほど言いましたように、これだけ準保護、要保護者が増えているということのことですけれども、できればやはり限定補助でもね、するような形をある程度とってもらいたいと思います。

それから徴収方法、業務についてお尋ねします。これは、8 番議員も一般質問されたと思いますけれども、今現在集金業務を担当する人の人件費を町が負担して、教職員は児童生徒へ徴収袋を返して、徴収が袋を持って来てするんですね、全部。で、校長の名義で預けるんでしょ。

ところがですね、やはり今私が言うたように、やはりいろんなお金を袋に持って入れてくる場合と、それからその要保護、準保護の生徒の場合には、そういうものをやらない。そうすると自然にあなたはなぜなのと、負担してないのって、そういうことが発生するから、僕は無料、ここにも適用できると、差別化がね、いじめも減ると。まあ私の気のせいですけど、私もやはり給食費払えなかった時ありますから、父の事業失敗で。その時は本当にそういう寂しい気持ちになったことがあります。だからそういう意味において、やはりその子ども達がですね、そういうふうに一歩下がった形になるんじゃないかと。片一方はお金を払うとですね。そういう意味でどうなのか。

そしてまたですね、ここにこの中教審のまとめ案で、学校徴収金の徴収・管理というところで、学校給食は教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、銀行振り込み・口座引き落としで徴収している例が多い。しかし、依然として手渡しの例もみられることから、銀行振り込み・口座引き落としを基本とすべきであるという、指導要綱に書いてあるんですね。だからそれを、そういう時代にきてるんじゃないかと、自治体が管理するというところでですね、振り込みと公金管理、公金でですね。そういう形で私はね、これを今度は中教審で出るとから、これに沿って政策を実行していくと思いますから、そこら辺は教育委員会としては、町のほうに言って、そして振込手数料などは、町が持つわけですね、交渉して。省くこととする。子どもも徴収袋でお金持って来んから危険もない。お金失うたとか何とかでね。そういう方法ももう時代の流れですから、検討していただきたいと思います。徴収業務についてはですね。そういう

意味において、これはもう前向きにね、進んでいただきたいと。もうとにかく先手先手でいかんとね、問題が起きてからはいかんということです。そういうことで、答弁したら時間なかる。答弁したら時間なかけん、これはよか。

そしたら、あと最後に――

議 長（淡田 邦夫 君）

あと、川副議員、数分しかございませんので。  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

そんなら、いきます。簡単に。中教審の働き方中間まとめ案についてしておりますけれども、これ、上の方は飛ばして、この中で業務の仕分け案の有無ですね、業務の。そうすると学校以外、自治体住民が担うべき業務、それから 2 点目は学校の業務とは必ずしも教員が担う必要のない業務。3 点目は業務、教員の業務だが、負担軽減可能な業務とあるが、この件について、具体的に上げていただきたい、何点かずつ。今の 3 項目仕分けについて。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、あと 2 分。  
教育長、あと 1 分きりましたので、どうぞよろしくお願いします。  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

ガイドラインについては、議員御指摘のような 3 つの仕分けがなされているところでございます。上げる分については、仕分けの表がありますので、それに代えさせていただければと思っておりますが、具体内容についてはですね、私自身も本当にそれを学校がやらないと言っていいのかどうかという、まだ私の理解が足りないのか、その具体が見えない、どこまでどうするのかというのがよく見えないところがございます。今一度検討しながら進めさせていただきたいなあとというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

具体案はわからんって言わすですけど、ここの中教審の答申の中でもこれ具体的に書いてあるとですよ。ですね。そいで、わかりやすく大事なところをとってあるわけですよ、今言うたように、仕分けがね。だけんそういう答弁じゃなくして、時間があればここはこうなんですよと、こういうところは先生がしなくていい、ここは自治体と地域住民なんです。大事なことです。その答えはこの中で。だからそういう答弁はだめですよ。時間がないけん、これ以上言わんですけど。これは大事なことやけん、まだわからんとか何とか言われんですよ、大事なことよ。

はい、以上で終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、9 番川副善敬議員の一般質問を終わります。  
次に、一問一答方式により、5 番阿部豊議員の発言を許可します。

休憩が必要でしょうか。  
暫時休憩します。

（14時01分 休憩）

（14時07分 再開）

— 日程第 6 一般質問（阿部豊議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、5 番、阿部豊議員の発言を許可します。

5 番（阿部 豊 君）

5 番、阿部豊でございます。議長の許可を得ましたので、質問要旨に基づき、通告に基づき質問させていただきます。

一般質問、29年7月に、2 期目の 1 回目の質問をさせていただき、1 年ぶりということで 2 回目でございます。大分緊張しながら質問させていただきます。よろしくお願ひします。

私が、今回、質問事項に上げておりますのは、平成29年7月に一般質問、3 項目させていただきました 2 項目について、再質問という形で取り上げさせていただいております。

1 項目目、子ども医療費助成制度についてということで、29年7月一般質問した内容の進捗状況と今後についてということで、通告をさせていただいております。

どのような質問だったのかということで、一応、住民の方々には、佐々町議会のほうで、ホームページで佐々町議会の会議録も開示しております。29年7月第2回佐々町議会定例会の1 日目に質問させていただいておりますが、長崎県内の子どもの医療費助成制度ということで、現状、少子高齢化、人口流出県である長崎県が抱える課題としまして、子どもを育てやすい環境を整備するべきではないかという観点で質問をしております。

本町において、県内同一でございますけれども、皆さん、立ち位置で現役子育て世代の方は御承知かと思いますが、それ以外の方、これから子育てをしようと思われている方々も含めて制度の概要を説明しますと、乳幼児医療制度ということで、県内同一で、未就学児までは医療機関ごと 1 日800円、2 日以上で1,600円ということで、病院の窓口で負担をし、医療を受けられる環境が整っております。現物給付という状況になります。

佐々町においては、27年10月診療分から、新たに中学校卒業までの医療費を、同様の内容で助成をするということで制度が改正されております。町内の中学生までは、医療機関ごと 1 日800円、2 日で1,600円、しかしながら、小学校から中学校までの児童生徒につきましては、医療費につきましては償還払い方式ということで、窓口でかかった保険負担割合の分は負担をして、領収書をいただき、月ごとにまとめて町のほうに請求をして、先ほど申し上げました医療機関ごと 1 日800円、2 日以上で1,600円という助成が受けられるというような制度でございます。

これは、前回の質問の際には、私が申し上げたのは、住民の方々はどういった意見をお持ちかということ、中学生までになって、非常に制度的にはありがたいけれども、いわゆる申請手続等々に煩わしさや、共働き世帯等の方々もいらっしゃって手間がかかると、改善していただきたいと、また、ひとり親家庭につきましては、その立てかえるという部分について厳しい経済状況もあるということも聞き及んでおります。

そういった提案を含めた質問をさせていただきましたが、町長のほうからの回答としまして

は、県政への要望や近隣市町村と協力して制度化をしていきたいということで、県知事を含む県内の首長のスクラムミーティング等での要望は行っているんだよというような回答をいただきました。では、課題は何なのかと申し上げますと、佐々町だけでも進めていただけないのかと、町内の医師会に協力を頼んで進めていただけないのかというような、アクションを起こしていただきたいというふうな提案をしたところ、努力をしていくというふうな回答をいただいております。

内容につきましては、総務厚生委員会で調査して、現状どうなっているか、私自身は認識しておりますけれども、広く住民の方が、この一般質問等には会議録も作成し公開しますし、傍聴されている方々も多数いらっしゃるということで、あえて今回質問をさせていただいておりますので、現状の進捗状況と今後についての確認をさせていただきたいと、1 問目で。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の子ども医療費助成制度についての御質問につきましては、平成29年の7月の一般質問において、私の考えをお話しさせていただいたと思っております。特に、高校生までの医療費の助成については、任期中に御提案させていただきたいということであったかと思っております。また、議員からも、現物の給付化についてのアクションを起こすかどうかということにつきましてお尋ねがあったと思いますが、努力をさせていただきたいということでお答えをしたわけでございます。

1年を経過しての進捗状況と今後についてのお尋ねでございますけど、1年前もお話あったとおり、現物給付化について、県内自治体がやはり統一した取り組みという点では、ほぼ現実的には実現が難しいという状況ということで、今、考えているところでございます。その中で、本町の進捗状況としまして、昨年8月から町内の医師会、それから歯科医師会、薬剤師会の方あるいは各機関の役員の先生に現物給付の取り組みについてお話を伺いながら、担当課で課題等の整理を行っている状況でございます。

一方、国保連合会とそれから社会保険支払基金との現物給付の際の事務手続及び事務処理スケジュール等について確認をさせていただきました。現物給付の対象地域につきましては、1年前の答弁と重なるところもございますが、まずは町内の医療機関に御理解と御協力をいただきながらも推進していきたいと考えて、調整を進めているわけでございます。

また、町内医師会の皆様、役員さんから、町内の子供にとって現物給付化はよい制度であるから、実現するようであれば、構成される北松浦の医師会それから北松歯科医師会、県北薬剤師会の単位を範囲としまして取り組まれてはどうかというアドバイスもいただいているわけでございます。

今のところ、佐々町、小値賀町、松浦市、平戸市を管轄する関係機関への制度導入に当たっての事務の流れとか、制度の説明や本町の協力体制について、各事務局を通じながら担当課と調整を進めさせていただいております。導入についてのノウハウにつきましても、長崎市、平戸市、松浦市などが先進の自治体との御協力をいただいております。

また、5月23日開催の所管委員会において、佐世保市内の医療機関との利用についての御質問をいただき、所管課から答弁したように、6割程度が佐世保市内の医療機関利用という状況でございます。担当課においては、佐世保市医師会事務局、佐世保市の歯科医師会事務局、それから佐世保市薬剤師会の事務局を訪問し、協議の場を設けていただくように、今、お願いをしている状況でございます。

また、福岡市立こども病院への単独協定についても御提案をいただいておりますので、その件につきましても確認を行っておりますが、県単位での協定が行われているという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、近隣自治体との協力がいただければ、足並みをそろえた制度になるかと思っておりますので、それぞれの考え方もございますので、繰り返しになりますけど、本町にできる範囲を模索しながら進めている状況でございます。

なお、医療費の現物支給化の導入に向けての本格的な取り組みは、条例整備を伴いますので、現時点では導入に向けた準備行為にとどまっているという状況でございますので、よろしく御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

アクションを行っていただいたと、前向きな回答をいただいているというふうに私自身は認識しているんですけど、とりあたって、町内の管轄されている医師会、薬剤師会、歯科医師会そういった医療関係機関の御協力があって、先駆的に町内だけでも実施が可能なような取り組みを推進していらっしゃるというふうに聞き及んでおりますので、そここのところ、条例改正も伴う案件ではあられるかと思っておりますが、見通しといたしますか、そこんところを住民の方も見ていらっしゃると思っておりますので、今後についての見解を、再度回答していただければ有り難いかと。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、町長。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

見通しがちょっとなかなか難しいわけで、先ほど申しましたように、やはり 6 割程度は佐世保市、佐世保市などに受診しておられると。4 割は佐々町内で受診しておられるわけですが、やはり全体的な医師会、歯科医師会それから薬剤師会という御協力がなければ、なかなか難しいと思っておりますので、そういうことができるように、我々も努力したいということでお思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

町長の政策で掲げられていた高校生までの拡大と現物給付が、セットで大分進んでいるというふうに私自身が聞き及んでおりますので、そこんところの状況を、まだ確約されたものではないやもしれませんが、大体スケジュール的にどのように関係機関と連携を持って進めているんだよと、目標年月っていうか、年次を言っていただければ、執行側が目標としている年次、どこまでが可能で進められているんだよと、いうところの御回答をいただければ、住民の方々も理解しやすいというふうに考えますので、そこんところを御答弁いただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。議員の今の御質問につきましてでございますけれども、現在、事務レベルで調整をさせていただいております。その中で、条例等の整備が整えば、それから事務的な手続等にやはり 2 か月ぐらいはかかるだろうということで、各関係機関の事務方のほうからのお話はいただいております。どうしましても条例等が整備されてから後ですねということで、お互いの確認はとれているような状況でございますけれども、それからテーブルにのって協定それから支払基金等への手続等、それからデータ等の実際のチェック、そういったところを進めながら実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

ありがとうございます。期間的に、条例が改正されて 2 か月ほどがスタート年月になるんだというような御回答でございました。上程されている条例等もあると思いますので、そのところで明らかになると思いますので、期待をしておきたいと思います。

また、この関係機関の協力に当たって、先輩議員のほうにも私お願いして、協力をいただいて、佐々町全体としてこの事案を進めていっていただいたような経過があるんじゃないかと思っております。みなさんが同じ方向を向けば、実現していくんだなというのを私自身も実感しております。町長の政策実現が早期に、まずは 1 個実現するののかというのは敬意を表しておきたいと思っております。住民福祉の向上につながる政策と考えておりますので、期待をしておきたいと思っております。

2 問目です。学校給食の在り方についてということで、同じく平成 29 年 7 月に質問させていただいております。

この案件につきましては、学校給食のあり方ということで、町自体も喫緊の課題だと、子どもの口に入る、学校給食の衛生基準への対応とアレルギー食の対応、施設の老朽化、諸課題があり、喫緊の課題であるということで、行政改革委員会に諮問され、委員会からの答申が出ているということで、内容としましては、給食センター化の方針であったというふうに認識しております。

教育長の回答としましては、平成 28 年度に学校施設等整備計画の検討に当たり、給食センターの施設規模等の検討を行ってきたとの回答、政策的な首長の方針としましては、町としては安全・安心な給食というのを目標とするためには、やはり給食センター方式、共同方式をすべきだという認識でおるといふような答弁をいただいております。

また、これは 29 年 7 月の回答で、一応、目標年次ということで、町長もなかなか年次は示したとがられなかったんですが、「来年度を目標に、皆さん方にお示しをさせていただきたい」との御回答を得ております。現状、どのように協議をなされ進んでいるのか、進捗状況と今後についての御回答をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。



町 長（古庄 剛 君）

学校給食の在り方についてということ、これも平成29年の7月の議会におきまして、学校給食のあり方ということ御質疑を受けているわけでございます。

平成27年の4月3日に、行政の経営改革委員会から答申を受けておりまして、現在の学校給食施設の老朽化ということ、それから学校給食の衛生管理基準への対応等が指摘されておりまして、その中でも喫緊の課題ということ、先ほど申されましたように、アレルギー食の専用施設ということがないわけでございまして、それを備えた施設の整備が急務であるということでございます。

町としましても、町が責任を持って安全・安心な給食を提供するということ、早急に急がなければならない、取り組まなければならないと考えているところでございまして、この1年間、平成29年度においては、公共施設等の総合整備管理計画に係る10か年計画事業というのを策定しておりまして、ことしの3月の当初予算の勉強会において、議員の皆様方にも御提出をさせていただいたところでございます。

町の公共施設等の全体を見た中で、施設の建てかえ、改修等を年次的に行っていくためには、やはり財政的な面からということが一番大事でございまして、一般財源の平準化ということも考えていく必要があるということでございます。しかしながら、学校給食施設については、将来の佐々町を担う子どもたちの食育とか成長に関するところの大変重要な施設でありますので、学校施設整備計画の中で最初に取り組むべきものということ認識しておりまして、そういうことで考えておりますので、御協力方をよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

具体的に質問したことにとんと答えて落ちてこないのが、正直回答になっているのかなあというのが、私自身がちょっと認識不足なのか、聞いていらっしゃる方がすぐわかるように、質問と回答にしていきたいと思っております。

結局、町長は、現状ある老朽施設の給食センター、自校方式、小学校2校、中学校1校、老朽化していると。諸課題があり、給食センター方式を政策的に実施していきたいと政策方針を示されたというふうに私自身認識しております。

再度、佐々町行政経営改革委員会、平成27年4月3日答申書として、佐々町立小中学校における今後の学校給食のあり方についてということで、答申書を出されております。もう実によく議論された内容であり、苦勞も感じるところでございますが、最後に、参考としまして、給食センター調理方式への移行に伴う町が対応すべき項目等ということで、これは私自身アクションプランではないかなというふうに認識していますが、4項目上げられているんですね。

町長が政策を示されたわけですから、そこでどういうふうなアクションを行って実現していくかということをしていくべきではないかというふうに私自身感じているものですから、この中でこういったアクションを起こすべきか、給食センター調理方式に移行することについて、保護者等へしっかりと説明を行うと、必要性とか具体的な項目がこの中で9項目示されております。

また、建設用地についての以下の点について調査検討を行うとか、直営、民間委託、民営の方法については、調理業務委託に係る概算費用の調査検討とあわせて、直営で進める場合での適正な正規職員の配置を含めて調査検討すること、より効果的な運営方法により実施するものとするとか、4点目が、民間委託による方法が望ましいという判断になった場合には、保護者の方が不安を感じることはないよう、以下の点についてしっかりと説明することということで、

12項目、アレルギー食対応等とのこういった対応すべき項目と掲げられているんですね。

協議をなされ、こういった課題があり、現状進んでいるのか進んでいないのかっていうのを確認したいんです。1年前に答弁をさせていただいております。そこで町長も政策的には給食センター方式を進めていきたい、喫緊の課題だというふうに政策目標としてもう言われておまして、来年度を目標にと、この「来年度」と発言したから来年度何もできとらんじゃないかということで責めているわけじゃないんですよ、そこは誤解がないように。目標を示していただいたのはありがたいと思いますし、そこが仮に進んでいないのであれば、こういった課題があつて進んでいないんだよというような回答があるのかなというふうに私自身認識しておりますので、そこんところの進捗状況と、進んでいるのであればどこまで進んでいるよと、進んでいないのであれば、こういった課題があり進んでいないのだというような答弁をいただけるものかというふうに認識しておりますので、そういった観点での御答弁をいただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは29年度にも、前もお話していますけど、公共施設総合の管理計画っていうのを立てるっていう、10か年ですね、これに組み込みたいということで、やはり全体的な財政計画ってありますか、そういう中で検討させていただきたいということで、今回やってきたわけございまして、そういう中で、やはり先ほど何項目かあるということでお話をお聞きしました。あります。その中で、やはり町としましても、やはりそれを検討するというのは、やっていかなきゃならないということで、教育委員会の中で30年度の予算を計上しましたように、組織検討委員会を立ち上げて、それを検討させていただきたいと、そういうことで7月に立ち上げたいということでお話を聞いておりますので、そういう中でいろんな検討、勉強会とかをさせていただいて、その検討会と並行しながら、学校施設の整備の基本方針案についても策定するというので、それがまとまれば、やはり議会の皆さん方にもお示しをしてやっていきたいと、御説明をさせていただきたいと考えているというところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

町長が答弁いたしましたように、教育委員会といたしましても、子供たちの食の安全、アレルギー対策、食育の推進という観点から、早急に改善を図る必要があるだろうというふうに思っております。

また、委員会といたしましては、先月5月に熊本県御船町の学校給食センターに視察研修に参りました。具体的に建設構想から工事運営に至る経緯等を細かに視察させていただきましたし、1,500食規模の施設の内部備品等、また工事にもしくは規格にかかる場合にはこういうところに注意した方がいいという具体的アドバイスを受けてきたところでございます。

早速、来月7月中には、学校給食施設整備検討委員会を立ち上げるよう準備を進めてまいりますし、町部局との調整、議会への皆様への御理解をいただけるよう、しかるべき時期に御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

確認です。この27年の4月に佐々町行政経営改革委員会が立ち上げられたのは、行政が抱える課題をさまざまな視点で解決するための諮問をされ、この答申が出てきたんじゃないかなというふうに私自身感じているんです。今回また検討委員会をつられるというふうに、悪いと申し上げているんじゃないんです。いつになったら実施段階に移るのかなというところがちょっと見えないわけです。

やはり財政計画を立てるためにも、これハード部分も財政計画も含まれますから、実施目標年度、センター化するというのは、もう町長、政策的に示されたわけですから、あとは関係各位の御理解を得るための動き、アクションをして実現できるのかというアクションに入っていく段階じゃないかなというふうに思うんですけど、答申をされたのをまた検討するというところで、この検討委員会はいつまでされて、どこまでの検討を目標とされるのか。私、この行政経営改革委員会で示された答申というのは、実によくできているものだというふうに認識していますから、これをさらに検討するっていうのが、どのポイントを検討しなければいけないのかというところが、私自身見えませんので、そここのところを確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
いいですか、教育長。  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のように、行政経営改革推進会議は、非常に精緻な議論をしていただいておりますし、大きな方向性としてお示しいただいたことは、全くすばらしいことだと思っておりますけれど、ただ、確かに保護者の方は入っておられますが、すばらしいメンバーで構成された委員会ではございますが、学校、校長とか栄養教諭、調理員等の参加がないということで、どうしても学校給食の改善については、保護者並びに学校、そこで働く調理員さんたち等の御理解をいただくことも必要だというふうに思っておりますので、今後、学校給食の在り方も含めた学校給食施設整備基本計画を検討して、そして具体的な建設の方向性ということで考えていきたいというふうに思っているところです。行政改革委員会のこの精緻な議論については十分に活かしながら、この先進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

再確認です。わかりました。教育長の、私の今の説明の認識では、経営改革委員会が示された給食センター調理方式に移行することについて、保護者等へしっかりと説明を行うという概念のもと、その関係者によっていただいて検討を行うというふうな認識なのか、そういった認識で私はとればいいのか、そこんところ、結局、町長、選挙で選ばれた首長の政策提案はセンター方式だということですので、その説明とそれに係る諸課題についての課題を検討するための検討会を開くということなのか、再確認をさせてください。それと、その検討会議で、結局、実施目標年度が示されるのか、そこまで確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘の両面を兼ね備えていかなければならないだろうなというふうに思っています。保護者また学校関係者の理解を得るということのため、それからもう一つは、行政改革委員会の答申は素晴らしいものがございますけれど、実際に行うとなった場合、敷地等の問題、それが具体的に達成可能であるのかどうか等について、再度、具体的なところを詰めなければならぬだろうなというふうに思っているところです。当然、町の公共施設等総合管理計画に係る 10 年事業計画等と整合性をとりながら、実施年度また今後の計画等についても、この中にまとめなければならぬというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

再確認です。今の答弁の中で、土地等の課題があるというふうにもとれました。そういった諸課題を協議検討し、今年度中にそういった諸課題の課題解決のための検討を行って、実施目標年度が今年度中に示されるのかの最終確認だけお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

先ほど町長答弁にもあったと思いますが、31年度に基本設計、実施設計ということを目標としておりますので、本年度中にそれに間に合うようにやっていきたいと思っておりますし、そのために委員会開催の予算も当初予算に上げさせていただいたところでございます。

用地等については、行政改革委員会のほうでは、中学校敷地にというような答申が出ておったところですけど、なかなかこう難しいところがあるのではないかとということで、再度このあたりも検討しなければならぬというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

わかりました。平成31年度に基本計画と実施計画が定められるということですね、今の答弁は。

結局、具体的にいつ始まるんだろうかっていうのが、一番、やはり預けられている保護者の方々、アレルギー食等々で不安を、今、働かされている方々の努力によって事故なく現状きています。そういった労働環境の改善というポイントもありますから、関係者方々は、結局プランは上がっているが、いつ実施されるのかということが見えないというのが現状じゃないかと思うんです。小学校で6年間、中学校で3年間、子どもたち1年1年大きく成長していきます

ので、その目標、平成31年度基本計画、実施計画を定められて、具体的にアクションプランが示されるというふうな認識でいいのかの最終確認だけお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
今、先ほど教育長さんがおっしゃられましたように、教育委員会で検討者委員会を立ち上げるということでお話を伺っております、これは、今年度中にある程度の結論は出るのではないかと私は思っています。

阿部議員も御存じのとおり、公共施設の管理総合管理計画に係る10か年計画事業ということで策定したということだと思っておりますけど、その中で学校の給食施設については、これは最短でございますけど、計画の中で最短で31年度に基本設計、実施設計ちゅうことで考えておりました、33年度には供用開始、一応目標は立てているということでございまして、これは予算等の関連がありますのでどうなるかわかりませんが、そういう計画を公共施設の管理計画では立てているということでございますので、よろしくお申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）  
具体的にわかりました。平成31年度に基本設計、実施設計がされ、平成33年度供用開始が目標であると。関係各位の御努力によって、一日でも早く事が実現することを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、5 番、阿部豊議員の一般質問を終わります。  
55分まで暫時休憩といたします。

（14時44分 休憩）  
（14時53分 再開）

— 日程第 6 一般質問（須藤敏規議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、須藤敏規議員の発言を許可します。  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）  
それでは、質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。  
農業振興の見直しということで、昨年の 3 月定例会で農振の見直しについて質問をいたしました。答弁が、見直しが必要があるかどうか、県と協議をしながら進めていきたいという答弁を受けておりますので、既に15か月ほど経っておりますので、協議状況についてお尋ねをいたします。

それから、前からにあわせまして25年度見直し後の除外申請が何件あったのか、その内容についてお知らせをしていただきたいと思います。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
須藤議員も御存じのとおり、農業振興地域の見直しというのは5年に1回おおむね行われているわけですが、30年がその年に当たるといことで、現在、基礎調査を始めて作業を進めているところでございます。

見直しについては、国はもとより県と事前に協議しながら、具体的な土地利用の計画の有無について定めながらやっていかなきゃならないと考えておまして、これについては平成29年3月の定例議会でお話がいろいろあっておまして、そういう答弁をしたところでございます。

具体的にまだ協議は進んでいないわけですが、今回の見直しでは、やはり農業的な土地利用についての耕作条件のよい圃場については、今後も農地としての土地利用というのが進めていく方向で考えているところでございまして、大幅な見直しというのはないと、行わないと、今のところ考えているわけですが、やむを得ない事情で農地の手放しがある場合は通常の除外申請等で行うなどして、柔軟な形で進んでいきたいと考えているわけでございます。

それから、さっきの数字につきましては、担当課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただいております平成25年度以降の農振除外の申請の件数と内容になりますけれども、申請のほうはですね、件数4件ほど上がっておりまして、見直しと同様の作業の手続を行いまして、県関係機関の意見を伺いながら手続を行いまして、結果、除外となりまして、件数的には4件という形になっております。

合計の面積で言いますと、2,023平米を除外という形になりまして、除外のところは地目が田であったものから、除外後は宅地という形で進められているものです。宅地のほうが2件ありまして、1件が駐車場と、あとは商業的な宅地ということで1件ございまして、合計の4件ということになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

15か月も経って協議はまだ終わっていないということで、進んでいないということですか。私たちが一般質問は、ひとり言と寝言は言いよると聞いてらすとですかね。失礼じゃなかですか、15か月も経ってね、進んでいないっていうのはですね。

もう既に御存じと思うんですけどね、農業用土地と都市的利用っていうのをですね、区分けして、政策をどのように打っていくかっていうのが農振地域の目的なんですよ。じゃないで

すかね、どがんでしょうかね、私の間違いですかね。優良農地で残すところは守って、守っていないところは除外するか、2種農地、公共投資を投資しても生産性が上がらないところについては2種農地として確保していくということですね。

本当は除外地域を誘導して、さっき言った駐車場とか宅地に誘導するのが原則なんですよ。ですから、農振地外は本当に必要であるところだけが農振地域に入れて、農振地域か、間違えました、農振地域に入れることは今の段階ではやむを得ないと思うんですが、白地地域と農用地地域に区別などの検討はしていただきたいということで質問しているわけですよ。

どうしても高齢化に伴いまして農地を守れない、実際、今の生産性が上がっている甲種農地、これは優良農地ですかね、甲種と1種農地、それを守っていくために農振地域をどうしていくか。その中で農用地について、町としてどういう整備をしていくのか、それが振興地域計画の目的じゃないんですかね。私はそのように認識をしておるものからですね。そこら辺で何も考えていない、協議もしていない、何とかって言われたら質問のしようがないんですけども、項目別にあるですたいね、農用地の利用計画からずっと町の施策、そういう個々の問題についての検討も何もしていないってということになるわけですか。

担当者は御存じと思うんですけど、計画の中にいろいろありますね、流動化の計画、それをどうしていくか。農地が勝手に除外されないように守っていくためにあの計画があるわけですから。本来的に何も農用地として意味のない土地は白地地区ですね、まあ2種農地と通常言うんですけども、そういうのに切り替えていくべきじゃないかということで、私は今回あえてまた、平成22年にも農振の除外関係については質問しまして、昨年もしました。

今からTPP問題で、国が言うような施策は佐々町には向かないと思うんですけども、御存じのように10ha以上ね、一団としてまとまりのあるのが農用としてまとめていくような国の指導があるんですけども、その単発性に散在したる農地については白地にしていけばいいかという考えが持っているんですよ。

流入人口の増加とか、自由にほかから入ってくるのに土地がない場合は、その人たちの土地をね、提供するとか、そういう方向の考え方も一つあるんじゃないかと思うものから、そこら辺について、その設定方針も何も決めていないんですか。その個々の農用地はどうしていくか、町の施策はどうしていくか、流動化はどうしていくか、7項目か8項目かあるんですよ。ここを具体的に計画は立てていないんですか。課長で結構ですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきましたとおり、ちょっと申しましたが、おおむね5年ごとの見直しということになっておりまして、現在その見直しを行うように準備を進めているところで、基礎調査などを行っているところでございます。

見直しの方針としまして、主に大新田地区を中心としました集団的な優良農地のほか、国の補助制度、国の事業を活用している中山間地域等の農地などは除外することはできないものというふうに考えているところです。

ただ、しかしながら、近年の問題であります超高齢化社会を迎えまして、その担い手の確保が難しい現況となっているのも現状でございます。そうした問題を検討しながら、生産性の悪い中山間地域の農地につきましては、その農家の意見や農業委員会のほう、あと国や農協さんなどの関係機関の意見を伺いながら、見直しという形のほうを検討していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

教科書どおりちゃんと間違えずに言われたと思いますけどね、それは一般論で文章で書いてあることですね。

要するにその先ほど言われた生産性のない土地っていうのはどういう判断なんですか。私も少しは勉強してきましたのでわかってますけどですね、10ha を基準にして散在しておる土地、50m 以上離れて散在しておる土地は生産性がない土地とかいろいろ書いてあるものですから。そいけん、基礎調査をしているって言うなら、その基礎調査の内容を教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

基礎調査の内容につきましては、今現状、農地が何平米ある、しっかりそのうちが元々押さえていた分の農地と、現在置かれている状況の部分がですね、間違いないかという形のほうを今確認しているところで、それを全部合計しますと、佐々町全体の分の農地が今幾らあるというふうな数値が出るような形になっておりますので、それをまとめまして、今から提示をしていくような形になるものの基礎の分になります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、農用地の中の数字的なものを、今まとめている段階ということですね。（産業経済課長「はい。」）そうしたら、今からはその辺として、外すか外さないか集落を回って、それから地域の意見を聞いて、それじゃあ今からして今年度中につくるというお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきますとおり、一応目標では今年度中にはとは思いますが、今の流れでいきますと少し厳しいところもございますが、目標としましては一応年度内にはできるように進めたいというふうには思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

目標ですね。先ほどの同僚議員からも目標であってって言われるものですからですね、やはり中間ですからですね、見直しをしろっていうわけじゃないんですよ、あれからいろんな変動があっているからですね、中間管理機構が取り仕切るようになったとか、農業経営基盤のほう



も、農業委員会に町長は権限委譲して権限は向こうに全部やってあるもんでね。

そうしたら執行部として、産業経済課として、この農地を守るため権益がないわけですよ。農協もさほど力を入れて農家を見ないし、そうしたら、どうしようかなと思って、私も農業やっておるんですけども、前にも認定農業者のかわりに、それに準ずる認定農業者制度で新しいのをつくって、大阪府の例を述べたと思うんですけども、そういうのをつくって元気づけさせたらどうでしょうかというのを言ったような気がするんですけども。

そういうこともあるんですけど、要するに本当につくって生産性の上がる土地は農振地域の中の農用地にするとこと、それ以外は白地地域か除外にするような検討はできないんですか。

ついでに、既に25年に大新田が政策目標で何haかは知りませんが、外されましたよね、あそこ、たくさん。その後5年間経っても何もならない。外されたほうはいつか宅地になるからいいでしょうね。縛りをつけたらすぐみんな宅地とか、人口が、佐々に来られる方に対してね、今農地でも相談に来て造成されたら、今どこでも売れているんですよ、流入人口といえますかね、定住化が進んでいるんですよ。そういう面を考えれば、白地化か除外してやったほうが、ほかからの人口が増えてくるんじゃないかと思うんですけど、そういう考えは持てないんでしょうか。どがんでしょうか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

農業用地域とそれから白地の地域ということでお話がっております。ただ、やはり我々としましても、農業の振興というのはやらなきゃならないと。だから、いろいろな面でその不利益を被るといふもののおそれもあるわけがございますけど、町としてはやはり農業振興の観点からもある程度の除外は必要か、除外する、できるのかどうかというのは、やはり十分検討して慎重に判断すべきではないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

農業の振興をすると言われればですよ、政策を打たなくちゃいかんのではないですか。農用地で個人の資産を縛っているんですよ、個人の農用地をね。ほかにさせませんよって言うんですから。農用地で縛ったところは政策を打たなくちゃいかんとやないですか。圃場整備率が44%程度しかないって前の計画書に書いてあったんです。そうしたら残りについてはね、整備しますって書いてあるじゃないですか。そうしたら、担当者もそういう計画を立てて打たなければ、「農業は主幹産業です。」、いつもおっしゃるから、ああそうでしょうと思うんですよ。しかし、何もしなくて主幹産業ですか。どう、いかがなものかなと。今のところはイチゴ、牛、お茶、あと転作、水田の転作として加工用タマネギをつくっておられますからですね、いいんですけど、そういういろんなものを考えていただいて政策をしていただきたいと思うんですけど。

そのほかの2種農地、投資しても生産性が上がらないところは縛りをつけてしても結構なんですけど、何かする気があればお答えください。農業には今のまま国の政策どおりしていくのか、今までのとおりするのか、農道とか水路の整備をしていくとか、計画書に書いてあったんですからお尋ねしているんですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
農業の先ほど申されましたように、やはり我々としましては未整備地域とか、地すべりを受けている地域というのは、やはり状況が悪いということで容易に整備に取り組めないものがあると思いますけど、大規模な圃場整備は私はある程度完了していると。  
しかしながら、先ほど須藤議員申されますように、農地の集積を推進するということで、やはり未実施の地域においては、やはり道路とか水路の整備というのは推進して、やはり生産性の整備というのはやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）  
それでは確認します。今の農道、用排水の整備が必要と認識をしていると書いてあるんですから、やっていくということで考えとっていいんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
全部予算の範囲内で、できるところからやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）  
次に、公営住宅についてです。これも去年の 9 月に一般質問させていただきまして回答をいただいております。  
1 つが牧崎団地の外水栓の件をお尋ねしたと思うんですが、調査をして検討していきたいというお答えがっております。  
それとあわせて長寿命化のこともお尋ねしたわけですけども、今 8 年ほど経過しております。おおむね 5 年程度で見直しをして、どうするかというのをしなくてはならないようになっているんですが、その検討状況についてもあわせてお答えをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
昨年 9 月の定例会で対応が 2 件あったと思いますけど、まず 1 件目の牧崎団地の外水栓の件につきましては、建設課長のほうから答弁させますのでよろしくお願ひいたします。  
2 件目の平成 23 年度に策定されました佐々町公営住宅等の長寿命化の中で、公営住宅の建替

計画でございますけど、現在、建設課のほうでどの住宅をどの順番で建て替えるのかというのを計画の見直し作業を進めておりまして、9月までには作業を終えたいと考えておりまして、これは大変重要な問題でありますので、内容についてはやはり議会に報告しながら、御意見を聞きながら考えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

昨年9月の定例会で牧崎団地の外水栓の件につきまして御質問いただきました。回答としまして、費用等の問題もございますけど、入居者の方が実際どう思っているのか意見を聞きながら整備かけていきたいということで、検討させていただきたいということで御答弁差し上げております。

結果としまして、入居者の意向を調査しまして、その後必要という回答ございましたので、遅くなりましたが、本年2月に外水栓がなかった2棟、B棟とC棟になりますが、全部で8戸の整備を行っているところでございます。

また、費用につきましては18万円程度かかっておりまして、思ったより費用はかかっておりませんでしたので、修繕料で対応させていただいたところであります。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

わかりました。費用がかからなかったから外水栓の件は完了したということで理解をしておきます。

見直しについては9月までに決めたいということで、今その建て替えだけでなく、修繕とか改修とかそういうのもあわせて検討なさっているんですかね。

こういろいろ内容を読みますと、各団地の共用とか住棟の供用期間をどうするのか、新規整備するのか改善事業か、修繕か建て替えか用途廃止かの実施時期とか、それぞれ項目があるんですね。費用積算とかいろんな、ずっと読んでいましたら非常に私では難しゅうございまして計算しきらんだったんですが、そういうのを全体的に1個ずつ検討をして、9月までに出すということですかね。そうしたら、前の計画の建替計画はチャラになるわけですか。

ちょっと持ってきたんですけど、この計画どおりはいかないということですか。525万つかって、22年度に業者委託してつくってあるんですけど、これが活かされないちゅうことになるわけじゃないですね。前の計画をそのまま単価費用で洗い直すということですか。またお金をかけるということですか、ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

佐々町の公営住宅等長寿命化計画ということで、23年3月に策定させていただいております。この中身につきましては、年数が古い分につきましては住宅を建て替えていきたいと思います。

簡単に言いますとですね。

修繕で長寿命化できる分については、なるべく長寿命化して、住宅を管理していきましょうという形で、長寿命化、いわゆる修繕ですね、大規模修繕につきましてはこの計画に沿って実施をしているところがございますが、国の補助を活用して実施しておりますので、なかなかその要望額以上つかないという状況でございますので、どうしても実施自体は年度がずっとずれ込んでおります。

その長寿命化計画自体につきましては、先ほど言いましたように、この計画に基づいて実施しておりますが、その建て替えにつきましては、この計画の中では牧崎団地のほうが入っておりませんでしたので、と言いますのも当時、21年、22年、23年あたり、2億円ほどかけて単独で整備事業をやっておりますので、その部分の絡みがございまして、建て替えというふうな話にはなっていないという状況になっております。

ところが、もう10年も経ちますし、この計画と現状の齟齬がある程度ございますので、そちらを整理した中で、今後建て替えの部分につきまして検討をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

わかりました。建て替えの分だけするということですね。

計画では大分前に建て替えばしなくちゃいかんようになっておったんじゃないかと、間違いですかね、思うんですけど、この建て替えについては誰も取り組まなかったということになるんですか。しやすい修繕とか外壁塗装とかそっちを優先したということですか。それか県予算配分がつかなかったんですか。よくわかりませんが、長崎県に公営住宅の管理の予算が来ますね。それから県のあれで配分されるわけですか。その予算のつきぐあいのルールか何かあるんですかね、補助金の。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません、大規模修繕、それと建て替えの予算につきましては、その項目自体は別だと私は認識しておりますが、具体的にちょっと補助事業の内容を私も全て熟知しているわけではございませんで、そちらのほうにつきましてはちょっと確認させていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうしたらですよ、建て替えするに当たってもいろんなパターンがあるんですね。ほかの県も見ますと、高齢者に良いように公営住宅の中に1階にスーパーがあったり、お医者さんがあったり、居住と住まいとを一緒にするとか、今までのとおりじゃなくて、いろんなパターンが国でも何か認めてあるような気がするんですけど。今、長寿命化型っていうのはわかるんですけどね、安全性確保型とか福祉対応型、居住性向上型っていういろいろ公営住宅も建て方があるようなこと書いてあったものですから、そういうところも検討なさっていくのか。ただ単純に前

あったから住むだけの住まいをつくるのか。

できればやっぱり高齢化とかこられますから、そこにスーパーがあつたり、病院があつたり、そこだけで生活できるようなパターンの公営住宅をつくるとか、そういう検討もしていただけるのかどうかです。いかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すみません、今言われた例えばスーパーとか病院とか、いわゆる公共施設が入ったとことか、佐世保市関係で見ればあると考えておりますが、そこまでの建替計画というのは、まだ具体的にはこちらのほうも検討しておりませんで、実際のところ、今建て替えて計画しているのは先ほど町長のほうが回答しましたとおり、どこの団地をどうやってどの順番でやっていくかという部分で今検討しておるところでございます。そちらの御意見もありましたので、そちらの中も十分検討しながら、今後精査していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうしたら、公営住宅ちゅうのはですね、今いくらあるんですかね。600ぐらいあるんですかね、よくわからんですけども、ストック量ですね、この町として公営住宅に入っている方、入っている方でも収入超過した人は対象に私はならんと思うんですけど、あと民間の借家とかアパートにおられる人でも公営住宅に該当する人、計算式があると思うんですけど、幾らと、まだそれも今から調査するわけですか。ストック量はどのぐらいと見ておられるか、その500が400になるのか、増えるのか減るのか。民間もたくさん増えてきましたですね、借家も。

そういうことでストック量については、佐々町として何戸が公営住宅と適当なのかというのは、はじめの22年の計画に書いたとおりですか、ストック量の調査がしてあるようなんですけど。また改めてなされるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

公営住宅のストック量ということで御質問でございますけれども、皆さん御存じかもしれませんが、本町の町営住宅というのは他自治体に比べまして非常に多ございます。平成23年度のこの調査時点では13%ほど、県内の平均が大体6%ほど、大体県の平均の倍ぐらい町営住宅でございます。現時点でいけば、世帯数が分離しているという関係がございまして、実際のところは今10%を若干切っているというような、九点何%だったと思えますけど、それぐらいの数字になっております。

御質問の趣旨は非常に難しゅうございまして、実際どれぐらいの公営住宅のストック量が正しいのかという部分が非常に考えさせるところでございます。

実際のところ、県の平均が6%ございますので、そちらの中で大体の目標となろうかなとい

うことで、今のところは考えておるところでございますけど、佐々町の特長とか、例えば収入基準とか人口構成とかそういう部分も含めた中で、検討する必要があるのかなということで、担当課長としては考えております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そしたら今回の見直しではその点についても検討するという事で理解しておけばよろしいでしょうね。

そしてもう 1 つ、公共施設管理計画だったですかね、その中で前の理事さんですか、スクラップ・アンド・ビルトとか何か使われて、減らしていくということですかね、公共施設たくさん持っていてもだめですから、減らさないと財政的に無理になりますよという答弁をいただいとるんですけど、やはり住宅についてもやっぱりその考慮した中で、減らしていく考えも考慮していただけるものか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

公営住宅の管理戸数ということで、建て替え等の進める中ということで、やはり減じるということですか、そういうこともやはり考えていかなければならないんじゃないかと思っています。

今から高齢化社会、それから若い人口が減るわけでございますので、今先ほど建設課長が申しましたように、管理戸数がよそに比べてものすごく多いわけですね。そういう中でやっていくというのは、やはり民間の住宅もたくさん出てきていますし、その中でやはり管理戸数というのは建て替えを進める中でどうするのかというのは考えていかなければならないと思っていますので、よろしくお願申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それでは次に、公文書管理と情報開示についてお尋ねをしていきます。

現在、財務省が森友学園の決裁文書を改ざんした問題とか、陸上自衛隊の南スーダン派遣での文書改ざん問題、加計問題の獣医師学部新設の口利きの問題など、公文書の管理のあり方が問われて、行政への不信感が増しているようであります。けさも加計学園がテレビで陳謝なされておったような報道を見ました。

町政運営の責任者としてこういう事態を、今の課題でございますので、町政の現在こういうことがあるのかないか、どのようにこういう問題を対処していかれるのか、町長にお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

公文書の管理、情報開示っていうのは、開示請求があった場合は、開示請求書を受理しながら請求する公文書があるか否かっていうのを、また、公文書の情報開示条例で、第 9 条で定める公開しないことができる文書に当たるかどうか、否かっていうのは確認した上で、公開しない文書に当たらない場合は、当該請求書を受理した日から起算して——

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうじゃなくて、国の問題をどうとらえるかっていうのをお尋ねしている。うちの問題じゃない、それを見てうちはどうしなくちゃいけないのか。

町 長（古庄 剛 君）

いや、やはり、一応公文書の管理規定によって、やっぱり対処していかなきゃならないと考えていますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、今私がお尋ねした国の問題についてはさほど考えてないということに理解しておけばいいんですか。重大な問題と私は思うんですね。御存じのように、前に消えた年金問題とか C 型肝炎の書類の紛失とか、何か審議会の議事録の未作成とか、いろんな問題があった経過を踏まえて公文書の管理の法律が国はできました。

しかし、地方自治体は 34 条でこれに準じてつくってくださいよという努力義務で、各市町村が文書の管理規定をつくっているのが今の現状であります。うちも幸い何か改正をしてあるようでございますけれど、それでやっておられることだと思っただけですけれど。

もう昨日も麻生大臣は若手職員の意識改革の問題だとか、それから防衛大臣は、全ての公文書を集めて文書管理の知識を高めるとか、要するに職員が悪いということ言うて、自分達はもう悪くないようなことで結局は職員に押しつけて、今回は終わろうかとしているように見えたものですから、ちょっといかなものかと思ってお尋ねするわけでございますけど。

まあそれはいいですけど、勤務時間に私は作成してつくる文書はすべて公文書という認識があるもんですから、それですから、いろんな新しい政策とか打ち出すときは決裁をもらって文書を回していくと思っただけですけど、それにはいろんなどういう経過で起案したか、経過などの事案は決裁あるからですね、こういうものについては文書があるだろうと思っているんですよ。私の認識が悪いのかどうか、どんなもんでしょうかね。勤務時間につくったのは、やっぱり公務の時間ですから書類はあると思っただけですけど、どうでしょうか。公文書じゃないとお考えでしょうか。個人がつくったのは公文書じゃないんですか、勤務時間につくる文書は。そこら辺の認識をちょっとお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務理事。

**総務理事（迎 雄一郎 君）**

今御質問いただいた件につきまして、その開示請求があった場合に、その開示請求書を受理しまして、請求する公文書があるか否か、また公文書が情報公開条例の 9 条に定める公開しないことができる文書に当たるか否かを確認した上で、公開しない文書に当たらない場合はそれを受理して、15 日以内にその決定して通知するという事になっているわけなんですけれども、この公開・非公開の決定に当たっては、その理由や経過等を示す資料を添付した上で起案して、決裁の上決定するのが基本ということで考えているわけではございますけれども、そういったところを踏まえまして、その公文書であるか否かということになってくるかということで思っております。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

8 番。

**8 番（須藤 敏規 君）**

2 番目の開示請求のお答えがありよるもんですけれど、どうしようかなと。今公文書のことをお尋ねしておるもんですからですね、まあ、それはそれでよしとして。

保存期間の設定について、国が公文書の法律で決めてあるんですけど、うちもつくってあるんですけども、問題になるのは 30 年、10 年、5 年、3 年、1 年だったですかね、上から重要度の高いものから長く保存しておきなさいということで国が示しているんですけど、佐々町のほうもそうなっているようでございますけど、問題はその一般文書の取り扱いが問題ではなからうかと思うんですよね。一般文書、特に会議の報告とか議事録、復命書、調査など、3 年から 1 年ぐらいの文書についてが、やはり住民の方は出されても、一部開示とかそういうことで迷われると思うんですよね。

そこら辺の保存期間についてはどのようになっているのかなと思っております。一応その一般文書の記録を残すのか。安易なものは口頭でよくなっていくんですけどですね、新しく始める事業とかですね、やはり交渉記録とか、それは取るべきじゃなからうかとは思いますが、そこら辺についてお尋ねをしておきます。お答えできれば。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

今須藤議員から御指摘がありましたように、やはり公文書というのは、町民の皆さんとの共有っていいですか、財産っていうことでございますので、やはり説明責任を果たすということも町の責任でありますし、町全体でそういう理解と信頼を深めるということも、やはりそういうことがありますので、やはり公正で開かれた町政ということでございますので、文書の取扱規定というの、やはり公文書の適切な管理は徹底しなければならないと思っておりますし、また、行政の意思決定の過程の記録については、やはり先ほど須藤議員が申されましたように重要性を鑑みながら、やはり可能な限りはやはり記録として残すようにやっていかなければならないのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

今、保存期間って言われんやっただですかね、よかったですかね。  
総務課長。



**総務課長（中村 義治 君）**

8 番議員さんが今言われております佐々町でのどのような区分で保存期間を設定しているかということでございますけれども、佐々町では文書の保存につきましては佐々町文書取扱規定で定めております。

保存期間の決定につきましては、庶務課長がその課に属する文書の保存期間を定めるようになっております。それから完結文書の保存期間は、法令等の定めがあるもののほか、次のように保存期間を基準が規定されております。

第 1 種につきましては 30 年保存ということで、条例、規則、告示に関する文書等、特に重要なもの、それから 20 項目ほど該当するものがあります。それから 10 年保存につきましては、告示に関する文書で重要なものということで 22 項目が該当するようになっております。それから第 3 種が 5 年保存となっております、告示に関する文書など 16 項目に該当するものとなっております。

それから、先ほど言われました 4 種というのが 3 年保存ということで、予算決算及び収支に関する文書の簡易なものということで 11 項目が該当するようになっております。それから第 5 種の 1 年保存ということで、先ほどから言われておりますような軽易な往復文書ということで、その他 1 年保存を必要とすると認める文書ということで規定されております。

それから、先ほどから言われております国において、平成 21 年 7 月に公文書等の管理に関する法律が制定されたということで、これにつきましては、政府全体が統一されたルールに基づいて公文書の作成管理を行うようになっておりまして、佐々町では先ほどから言っておりますとおり、佐々町の文書取扱規定で定めがっております。

それから佐々町におきましては、先ほど言われました 4 種以下の報告文書とか協議、調査等の文書の記録については、收受文書のうち起案を必要とせず単に供覧によって完結するものにつきましては記録はありませんけれども、今言いました收受しました文書は保存されております。

それから後日の紛争等を避けるために、隣の課といいますか、他の課ですけれども、会議等及びそれから町と他の団体等についての協議経過等につきましては、単なる打ち合わせ程度のものの記録は作成しておりませんが、重要なものについては記録を作成して保存をしているような状況です。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

8 番。

**8 番（須藤 敏規 君）**

保存期間はわかりました。町長も町有財産ということと、説明責任で公正・適正な管理をしていかないとということ認識なさっておりますので、ひとつその方向で周知徹底をお願いをしておきたいと思っております。

次、開示請求に当たって町の対応はどうしているのかということ、さっき総務理事のほうから回答があったわけですが、町のホームページに佐々町情報公開制度の実施状況ということで、1 年後は異議申し立てができるようになっておりますので、翌年度からの分がずっと載っております。

ここに公開については全部、部分、それから非公開、不受理、拒否、不存在、取り下げといろいろ項目があるんですけども、どのような判断でそれぞれ、情報公開条例の関係も先ほど聞きましたけども、全部は結構でございますので、部分公開とか不受理とか拒否とか不存在、不存在というのはどういうことかですね、不存在というのは書類を作成していないから不存在

というのか、つくらなくていいから不存在というのか、そこら辺について判断をどうなさっているのか、判断をどういう決定をなさっておるのか回答をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

ただ今言われました一部公開ですけれども、これにつきましては、公文書の部分公開ということでございまして、先ほど町長のほうも言いましたけれども、公文書につきましては原則公開が理念になっておりますので、それに基づいて公開するわけですけれども、公開の適用除外事項に該当します、今言いました適用除外といいますのは、条例にあります 9 条関係ですけれども、個人情報とか何かある部分を指しておるわけですけれども、それ以外を公文書であってもその情報を部分的に容易に公開、その趣旨を損なわない程度に分離できるときには、非公開部分を除いてですね、公開するというのが一部公開というふうになっております。

それから非公開というのは、先ほど言いました公開をしないことができる公文書ということで、第 9 条に書いてあります 1 項から 8 号までに該当する文書は非公開ということで、公開をしないという文書になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうしたらですよ、情報公開条例で定めてある行政文書、公文書ですか、それと文書取扱規定で定めてある公文書は同一という認識をしておけばよろしいのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

今言われましたとおり、同一ということで結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうしたらですよ、やはり情報公開条例の 9 条ということをよく聞きます。この文書について公開するかどうかを判断しているということですね。そうしたらば 3 年か 5 年かして廃棄が決定しますですね、廃棄は総務課長がなさるかどうかわかりませんが、そうした場合に公開する、情報公開条例になっておるものですから、町長として公開していいことになれば、その廃棄する文書について公開するお考えはあられるかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

今 8 番議員が言われます文書がどのような部分の文書になるかわかりませんが、今言います経過期間が来た分について、請求者から請求があれば、期限が過ぎたものについては公開ができるものと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

公開ができるってなっておるものですから、今時点で、町長で公開する意思があるかどうかをお尋ねしておるんですけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が先ほど、今総務課長が言いましたように、過ぎている部分については現状としても公開できるのではないかと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それでは廃棄する前に公開するという事で認識しておけばよろしいですね。

それからですね、やはりいろんな今の文書管理等、情報開示を質疑しているんですけども、やはりこれは住民に説明責任を果たさなくちゃいけない、皆さんの町民の共有の財産であるという、町長もそうおっしゃっておりますので、やはり一体的なものだと思うんですね。ですから、改めまして行政の意思決定の文書、それから保存文書の整理、移管のあり方、廃止のあり方をですね、庁内でよく検討して、住民に理解を得られて、行政の信頼を得るように期待をしておきます。

ということで最後になりますが、行政体制のあり方ということで、重要施策の検討及び調整する理事会規則というのがつくってございますが、理事会、課長会の開催状況はどうかということと、本当に機能的な体制となっているのかということ、あわせて御回答をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君 ）

総務理事。

総務理事（迎 雄一郎 君）

理事会につきましては、政策調整推進会議として規則に定めておりまして、佐々町の重要施策の検討、調整を図ることを目的としております。理事会は町長、副町長、教育長、理事、会計管理者で構成されておりまして、定期で開くか町長が必要と認める場合において、その都度開くことがされていますが、近年は開催していない状況でございます。

また、課長会につきましては、理事会において決定された重要施策について、その推進を図るために必要と認める場合、課長会を開くことができるとしておりまして、必要に応じて開催しております。

今後ともこのような会議の開催を通じまして、重要施策の推進につなげていきたいと考えております。

平成29年度は、課長会を7回開いたところでございますけれども、平成30年度は1回の開催という状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

必要だから町長、前の町長なんですけどね、つくられたんですよ、重要施策の各課間の連絡をとって施策を推進していくということでつくられたと思うんですけども、総務理事に來られてから申し訳ないんですけど、機能的に運営しているのかとお答えしてもわからないと思うんですけど、やはりこれは町長さんに答えとってもらわんば、これから十分に活用していくというのでも答えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

理事制度ができて、ちょっと私も何年かわからないんですけど、総務理事と事業理事、これは事業関係をまとめるのが事業理事、それから総務関係をまとめてやるのが総務理事ということでお話を聞いておりまして、そういう中で今やっているわけでございます。

やはり置かない期間もあったし、置いている期間もあるということで、いろいろそのときによって変わっているということで大変申し訳なく思っていますし、やはり十分機能していないのではないかと考えております。

私もそういうことで、やはり総務理事、事業理事を機能するようにですね、十分働かせて、私、それから副町長、教育長共々ですね、やっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そのように頑張っていたきたいと思うんですけど。ということで、やはり重要施策の会議決定とかということで、当然会議録は作成されていると思うんですけど、作成されているんですかね。情報公開とかあれば、施策に関係があるから公開・非公開は別にして、作成されているのかどうかお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務理事。

総務理事（迎 雄一朗 君）

基本的には会議録は作成しております。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

作成しとってないよね、ローマの洋画を見たときですね、歴史を語る上にこう書きとめておけていう洋画を見たことがあるんですよ。やはりどういう政策で世の中が変わってきたっていうのを記録をするためにも、会議録とか記録は必要だと思いますのでよろしくお願ひします。

それから規則の中で、第 7 条ですか、理事の分掌事務は町長が別に定めるってあるものから、現状を見ますと各理事さん、どうしていいのか決裁権限がなくて困っておられるものですから、やはり事務分掌事務を重要事項の、参画して口を出せっていうことが規則に書いてあるんですね。しかし何を主体的に主に指導するか、課長がおりながらその同じ仕事をしなさいっていったら、課長はいらないのではないかって今度は私言いますからですね。

以前は、理事兼何か課長ということで、その課長の範囲の中で一緒になさっておったから問題なかったと思うんですが、今回はフリーな形でつくっておられますから、これだったら改めて今、理事の仕事、権限ですか、町長の権限の一部委任ということで、決裁規定にはそれぞれあるんですよ、副町長の、町長の権限の委任事項、会計管理者にはこれをしなさい、課長さんの共通事項はこれですよ、企画財政課長はこれですよ、総務課長、ずっと文書管理規定で書いてあるものですから、ないのは理事さんだけなんです。どんな仕事しても責任とらんでもよかごた体制になっておるものですから、権限もなし、責任もなしっていうのは、この少ない職員の中でどうかなあと思うものですから、町長がこの規則に書いてあるとおり、町長が定めた事務分掌に基づき課等を指揮監督するってなっておるものですから、やはり課長会、理事会、町長などと協議して、本来、政策を進めるためには理事にはこれをしてほしいというのがあるはずですから、それを権限を一部でも委任していただければなあと思うんですけど、いかがなものか。

ほかの市町村等を見たらですね、請負、委託事業に関するものの金額の問題がありますから、その決裁権をやるとか、要するに物品のをやるとかですね、それから補助金等に関するものということで、金額の問題もあるんですけどそれをやるとか、あとさっき言いました情報公開に関するものとか、あと新しくできた保有個人情報とか特定個人情報の、どこがするかわからないです、これ今言ひするのは全部町長さんの責任で全部書類回ってきよと思うんですけど、それをしなくちゃいかん。損害賠償とか和解に関するもの、それを理事さんが責任持つてするとか、そういうのを再度検討をなさってする考えはないのかどうか。

要は理事の規定をつくらせていただきたいということです。別に定めるってなっておるものから、訓令とか要綱とか告示とか。通常、小さいことはいいですけどどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

理事の制度を今条例上はつくっているわけでございますけれども、何か総務理事、事業理事も置かなかつた時期があるわけですね、議員も御存じのとおり、置いたり置かなかつたりして

いるものですから、そういう事務分掌といいますか、分掌事務というのがやっていなかったということですね。

今後はそういうことで十分中身について、事業理事、総務理事の仕事の内容、事務分掌について、よその市町村も参考にしながら検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それでは、やはりそれぞれ役職があって、町長以下、名前がついとるものですから、権限と責任の名において決裁規定の整備を切にお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8 番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（15時50分 散会）